

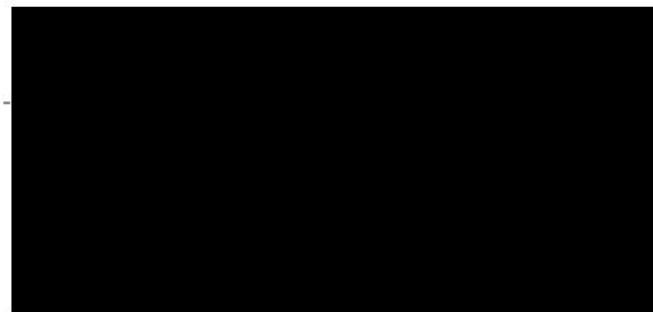


申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2024 年	2	回



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることになっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について	申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし	確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	規程類の後日提出について確認しました
(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について	同意を得ました
(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について	兼職がないことを確認しました

■ 申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人全国食支援活動協力会

団体代表者 役職・氏名

代表理事 石田惇子

分類

（未記入）

法人番号
7010905002703

団体コード
[]

申請団体の住所
東京都世田谷区上用賀6丁目19番21

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合
[]

■ 申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名
[]

担当者 メールアドレス
[]

担当者 電話番号
[]

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
[]	[]	[]

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

[]

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

[]

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名
相談機能付き食支援活動のモデル事業～食で支え合う地域資源を広げるために～

事業の種類_第一階層
[]

事業の種類_第二階層
[]

事業の種類_第三階層
[]

支援の分野_文字列表示
[]

支援分野_活動支援団体
[]

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

基本情報

申請団体		資金分配団体	必須	申請時入力不要
資金分配団体	事業名（主）	相談機能付き食支援活動のモデル事業		
	事業名（副）	食で支え合う地域支援を広げるために		
	団体名	一般社団法人全国食支援活動協力会	コンソーシアムの有無	なし
実行団体団体	事業名			
	事業名（副）			
	団体名			
事業の種類1				
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野

<input type="radio"/> (1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
<input type="radio"/> ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
<input type="radio"/> ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
<input type="radio"/> ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援	
<input type="radio"/> ⑨ その他	
<input type="radio"/> (2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
<input type="radio"/> ④ 働くことが困難な人への支援	
<input type="radio"/> ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援	
<input type="radio"/> ⑥ 女性の経済的自立への支援	
<input type="radio"/> ⑨ その他	
(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
<input type="radio"/> ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
<input type="radio"/> ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
<input type="radio"/> ⑨ その他	
その他の解決すべき社会の課題	ひとり親世帯など生活困窮世帯や孤立世帯等、家庭内に課題を抱える世帯に対する生活支援

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	プラットフォームにマルチステークホルダーの持っているアセットを集約し、相互共創を図ることで、官民連携プラットフォームの構築を図ることが期待される。
_1.貧困をなくそう	1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を育てるために、活動団体が課題を抱える人々のSOSに気が付き支援のバトンを繋げていくための広域連携を図る。
_11.住み続けられるまちづくりを	11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	「ミールズ・オン・ハイールズ ロジシステム」の重層化、拡大を通じて、誰もが生まれた地域を問わず望めば食を得られる環境を整備する

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	198/200字
<p>・子どもから高齢者まで住民参加による食事サービス活動等、在宅福祉の発展を願い、全国で活動する団体や個人がつくる連絡組織として、活動の普及とサービスの質向上を図る。</p> <p>・子どもから高齢者まで地域住民が安心して通える地域の居場所を充足させ、社会的孤立を軽減する。</p> <p>・子どもを含む多様な世代の食生活をめぐる問題の軽減、改善を目指す。</p> <p>・自立した食習慣を身につけることができるよう、子どもの成長を支援する。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	213/200字
<p>住民主体で取り組む食支援活動団体の中間支援組織として活動。</p> <p>(1) ネットワーク形成支援（連絡会議の開催、多機関の協働を推進する「食でつながるフェスタ」開催支援）／企業等支援団体とのマッチング（助成制度の運用、寄付物品の斡旋）等</p> <p>(2) 啓発・研修・情報発信（運営・教本の作成、研修開催・講師派遣）等</p> <p>(3) 相談窓口の設置・助成制度や関連機関の紹介等</p> <p>(4) 食を通じた居場所の重層的支援として、全国・地域レベルの中間支援組織の連携</p>	

III.事業の背景・課題

(1)社会課題

○社会的な課題について

- ・コロナに加えて物価高騰により生活に困る子育て世帯が増加し、こども食堂等の活動者が個別に相談対応したり、食料等を届けたり、他機関と協力するなどの取り組みが増えている
- ・見守り支援強化事業等関連施策も自治体によって支援にばらつきがある
- ・コロナが5類に移行したこと、各種補助制度が削減され、生活支援として食糧費に対する補助事業・助成事業が減っていることで、「食支援」のアウトリーチ等ノウハウの蓄積や、各地で取り組まれてきた支援の有効性が社会で共有されていない
- ・食の問題は、生活保護制度の中の生活扶助に位置づけられているが対象世帯以外に加え、対象とならない低所得者、生活不安層に対する食支援が抜け落ちている

〈https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuhogo/index.html〉

- ・支援対象と想定する地域の概ね1/3の世帯が食支援の対象世帯になりえると考える

※1 約1846万世帯（全世帯の34%）が世帯所得300万円以下。約1086万世帯（20%）が世帯所得200万円以下。

- ・孤独・孤立を抱える世帯の抱える問題→健康リスク、生きる意欲や働く意欲の低下、内発的動機づけの喪失、社会保障費の増大
- ・高齢者の単独世帯が2050年までに約3割に達し、世代を問わず孤独・孤立が普遍化することが予測される

※国立社会保障・人口問題研究所

- ・制度は知っているが相談できない・制度を知らない層への支援・相談者を増やすこと→食支援は合わせてアウトリーチの手法としても有用なのではないか

※孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会1 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」 (http://www.npis.jp/files/202211/20221127006.pdf)

●相談者（相談を受ける人）になりうる層

- ・孤独・孤立の理解者を増やすには、こども食堂や地域食堂（会食会）等を通じて学校や職場、自治体内研修により地域福祉に关心を持つソーターを増やすことが肝要となる。そのためには誰もが支え手になれるように、多くの方が幼少期からライフステージに合わせて食を通じた支え合い活動の経験を積むことができる地域社会の構築に向けた試行が望まれる。

(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況

197/200字

- ・活動の仕組みを支える行政・支援企業（食品会社、倉庫・運搬等の流通関係）、行政の所管や対象者別の居場所に横ぐしを指すコーディネーター（CSW、SC※）SC=生活支援コーディネーター（全国でほぼ9000人が配置されている）【参考資料】<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chiikihoukatsusuishin/000172850.pdf>

(3)課題に対する申請団体の既存の取組み状況

203/200字

- ・こども食堂を支援するサポートセンターのモデル化（2019年度通常枠）
- ・こどもたちへの見守りポイント等を掲載している冊子「こども食堂あんしん手帖」を全国に配信 (https://mow.jp/archive/index.html)
- ・相談機能付き食支援体制整備事業による実行団体とのモデルづくり（2023年度コロナ枠）
- ・企業からの寄贈を全国につなげる「ミールズ・オン・ホイールズ ロジステム」の構築

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

291/200字

日本では在宅における食支援の枠組みは公的に整っていない。本事業は中間支援組織を活用した食品の確保・提供の枠組み、そして団体が支援する世帯・個人に対する状況の確認やつなぐ先等へのアウトリーチ活動支援の積み重ねと研修スキームをモデル化することで、食支援の意義が在宅支援に資する際に「フード」「福祉支援（ソーシャルワーク）」との両輪の有用性が広く社会に伝播されることに意義がある。本事業を通じて、相談機能付きの食支援活動の有用性を伝播するためにエリア別、タイプ別の異なる知見を得るために、4地域での食品購入費用、相談支援として2億円の枠を上回る助成額での申請をご提案させていただきます。

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

食支援を行う活動団体がつながる利用者のSOSの声に気づいた時、実行団体をはじめ他地域資源との連携により必要な支援につなげることができる

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
活動団体がアウトリーチに活用できる食品を使い、相談支援や食支援を行うことができている		実行団体が活動団体に配布した食品量、配布回数	初期値はゼロとして始める		アウトリーチ用に年間概ね延べ24000世帯に計画的に中間支援組織が購入した食品を配布している
実行団体が見守り等個別支援活動団体からの相談・ニーズを受け止め、必要に応じて地域資源につなげる、または助言ができる体制ができている		実行団体がつながる地域支援の広がり。 (相談件数、支援団体数)	初期値はゼロとして始める		事業開始時よりもつながりが広がるまたは深化している状態 (エコマップの推移より把握)
見守り等個別支援活動団体同士がつながるネットワークが生まれている		活動団体が運営について相談できる活動団体数 (つながっている活動団体の数)	事前のエコマップから把握		1団体あたり3団体とつながりがある
実行団体が見守り等個別支援活動に必要な基礎知識・スキルを活動団体に伝播することができている		活動団体に対する研修会の開催実績	初期値はゼロとして始める		研修会で得られたノウハウを活動に活かすことが出来ている状態（事業開始時よりも繋がりが広がる、または深化している状態）

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が見守り等個別支援活動団体からの相談を受け止められるノウハウが蓄積されている		資金分配団体が開催する学習会や研修会に参加し、実行団体同士の学び合いが促進されているか	初期値はゼロとして始める		相談件数と相談の類型化（アセスメントとマネジメント）の状況
実行団体が事業終了後も地域資源と連携し、見守り等個別支援活動団体からの相談をつなげるネットワーク体制が持続している。		行政や社協等福祉関係者を含めた会議体（プラットフォーム）の構成メンバーの推移	事前事後のエコマップから把握		関係資本の変化（構成団体・エリアの変化）をエコマップより把握
実行団体が食を通じたアウトリーチに取り組む際の支援スキームの人材育成のモデル化ができている		実行団体の事例を含む、食をアウトリーチに在宅を支援するノウハウのモデル化が進むと共に伝播のための研修会（事例報告会）を開催することができる	初期値はゼロとして始める		4地域以外にも先駆的な支援事例が伝播できている（エリア的広がり）
実行団体が資金分配団体以外から寄贈された食品を含む多様な寄贈を受け入れられる体制ができている		実行団体の支援対象地域における寄贈団体・企業数。MOWLSシステムへの登録数※ https://www.mow.jp/mow-ls/index.html	初期値はゼロとして始める		寄贈団体・寄贈企業数
実行団体が資金分配団体との連携によりWEBシステムを通じて、助成金以外の企業等からの寄贈物資も合わせて活動団体に配布することができている		実行団体が資金分配団体のマッチングによって届けられた食品の取扱量 WEBシステムの活用度合	初期値はゼロとして始める。既存のロジステム導入団体の場合は現在値		資金分配団体から各団体年間5トン以上マッチングすることができている WEBシステムを定期的に運用できている

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目		時期	
食支援活動団体を支援するための相談窓口の設置		2025年5月以降、週4日以上開設	22/200字
アウトリー用食品購入と活動団体への配布活動		月2回以上	22/200字
資金分配団体が設計する共通のアンケート調査票を各実行団体が支援対象地域にて調査（アンケート・ヒアリング）を実施することで、見守り等個別支援活動団体の実態把握と行政他関係機関との連携状況と相談支援を推進する上での地域課題を把握する		事前・事後評価実施時	114/200字
関係行政課への事業説明・アンケート調査協力依頼・研修広報協力・事業進捗報告など		2025年5月以降随時	39/200字
社会福祉協議会ほか既存の地域福祉組織（母子生活支援施設、食生活改善普及推進委員、社会的養護、老施協、他）との情報交換をするための協議体の設置		2025年5月～8月	70/200字
見守り等個別支援活動団体に対する研修会の企画開催		年2回	24/200字
活動団体同士が情報交換を行いつがりあう学習会や見学会の開催		年4回	30/200字
資金分配団体、他実行団体との会合への参加		隔月程度	20/200字
資金分配団体が主催する各種研修会や学習会への参加		隔月程度	24/200字
成果報告会の企画・開催		2027年10月～12月	11/200字
先駆的な取り組みを行っている見守り等個別支援活動団体の視察・ノウハウ収集		随時	36/200字
相談機能付き食支援活動を推進するためのリソース（人・物・金・人的支援）を中間評価時に向けて可視化を図り、事業終了時に各実行団体のリソースの類型化と共有を図る		中間評価時・事業終了時	78/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援		時期	
実行団体に対する合同研修会の開催		年2回開催	16/200字
資金分配団体が作成した見守り活動支援に役立つガイドブック・支援ツールの配布		実行団体採択後随時	37/200字
食品寄贈管理システム「ミールズ・オン・ホイルズ ロジシステム」WEBシステムの導入マニュアルの提供、問い合わせの対応		実行団体採択後随時	59/200字
実行団体の活動地域へ同行し、関係団体・行政への事業説明会の開催		実行団体採択後随時	31/200字
全国の個別支援活動団体への視察・事例収集（実行団体の支援団体含む）		随時	33/200字
活動周知と従事者養成を目的とした研修会の開催		毎年1回開催	22/200字
全国の見守り等個別支援活動団体向け研修会の開催（実行団体と共に実施）		毎年1回開催	35/200字
全国企業等からの寄贈食品・物資のマッチング		実行団体採択後随時	21/200字
広報ツール（のぼり、マグネット、ステッカー等）と食品を安全に保管するための環境整備として冷蔵ストッカー・蓄冷材・冷蔵冷凍庫等を実行団体へ提供する		実行団体採択後随時	72/200字
大量寄贈の食品保管の協力・ロジハブへの協力を企業や団体に働きかける		随時	33/200字
実行団体が開催する学習会・研修会などへの講師派遣		随時	24/200字
実行団体への寄贈情報、民間助成や補助事業などの情報の発信		随時	28/200字
実行団体や地域の関連機関に対する省庁の施策や民間企業他セクターの動向についての情報提供		随時	43/200字
実行団体が運営する会議体の後方支援、業務進捗管理の支援		随時	27/200字
資金分配団体が主催する催事やホームページ、SNSにおける実行団体の取組みの紹介・発信		随時	42/200字
行政・各省庁との情報交換		随時	12/200字
実行団体との定例の個別MTGの開催		毎月1回開催	17/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	WEB媒体やマスコミなどを活用して積極的に成果を広報する。事業進捗などについてはHP・SNSによる広報、イベント開催時は地域の関係機関や報道機関に呼びかけるほか、当会のメール会員（約1,200人）、正会員（116個人・団体）、連携80中間支援団体に対し事業を発信する。中間報告会、成果報告会を開催する他、必要に応じ関係各省庁より支援スキームの広報協力を要請する。	181/200字
連携・対話戦略	企業へは1%クラブやフィランソロピー協会、JANPIA、日本惣菜協会、冷蔵倉庫業経営者協議会と連携し、実行団体が接続できる関係機関（資源）を豊かにしたい。行政とは、各県の複数課に対して事業説明会を開催し、複数県域の市町村レベルへ情報が伝わるように進捗報告・勉強会を開催し対話を重ねていく。	144/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	「中間支援組織の有用性とその可能性」が社会に広報・認知される状態を目指す。そのためには、有用性についての知見を引き出すための活動を実行団体と連携しながら実施すると共に、「中間支援を理解・支援するための行政の枠を超えたプラットフォーム（人的リソース）」をつくり、持続可能な支援体制を構築する。食のある居場所はこどもから高齢者まで多様な地域課題を包括できるということ、そして課題を解決する際には近隣の自治体や県、また活動を応援する企業が連携することの広がりについて実践と活動を通じて示す。この連携の手法を広域で取り組むことで、一地域の取組みだけでなく、同時多層的に全国に波及させることが重要だと考える。またSNS等相談支援機関と連携することで、「孤立・孤独」対策に向けて、相談機能付き食支援活動のアウトドア手法の有用性について提議する	366/400字
実行団体	市町村のリソース（人・物・金・情報）だけでは対応することが難しい本事業で取り組む課題に対して、食が起点となり様々な分野を横断しソーシャルワークを通じて新たな課題背景やニーズを掘り起こし、ソーシャルアクション、イノベーションを起こしていくことが期待される。インキュベーション機能として、資金分配団体、他実行団体と連携を図りながら事業終了後の新規事業の立ち上げも視野に入れてネットワーキングしていくことが必要である。 持続可能性を担保するために、資金分配団体や資金分配団体が連携する外部団体とも情報交換をしながら、中間支援を絡めた制度への反映以外にも圏域ごとの支援を集約するためコミュニティファンドなどの資金調達方法を必要に応じて柔軟に検討していくことが肝要である。	331/400字

VII. 関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	870/800字
1) 2002年度～2020年度 明治安田生命保険相互会社「地域支え合い活動助成プログラム」審査	
2) 2010年～現在 公益財団法人みずほ教育福祉財団「配食用小型電気自動車寄贈事業」団体推薦	
3) 2017年～現在 公益財団法人キユーピーみらいたまご財団「食を通した居場所づくり助成」運営事務局受託	
4) 2018年 三菱電機株式会社 SOCIO-ROOTS基金設立25周年記念募金「こども食堂拠点整備応援プロジェクト」助成事業	
5) 2019年～現在 yahooネット募金プロジェクトオーナー：寄付サイトの運営。寄付を原資とした中間支援団体への自主助成	
6) 2020年～現在 毎日新聞東京社会事業団冠基金「こども食堂運営継続応援プロジェクト」助成事業	
7) 2020年度 王将フードサービス冠基金「食を通じて子どもの笑顔をつなごう」助成事業	
8) 2020年度 共に支え合う地域社会づくりへの功績として、厚生労働大臣賞を受賞	
9) 2020年度～現在 24時間テレビチャリティー委員会『「24時間テレビ」×「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム』を通じた子ども食堂・子どもの居場所支援 寄贈申込み』助成事務局受託	
10) 2021年度 ナルミヤ・インターナショナル「こども食堂応援プロジェクト」助成事業	
11) 2021年度～2023年度 厚生労働省補助事業・こども家庭庁「ひとり親家庭等子どもの食事等支援事業」中間支援法人として助成事務協を受託	
12) 2023年度～現在 ニチレイMIRAlterrace財団「食を通じた居場所づくり応援プロジェクト」助成事務局を受託	
住民参加による地域福祉促進の活動や子どもの居場所づくり支援の活動に対し、案件発掘から助成事業の企画、助成事務運営までを企業・財団と協働で行っている。本会は草の根の実践団体と距離が近く、現場団体や運営者の抱える課題・ニーズを熟知しているという強みがある。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	1143/800字
1) こども食堂への食料品などの寄贈に関わる伴走支援	
食を通じた地域の居場所づくり活動の安定運営を目的に「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」を推進。2023年度は27企業・団体が本仕組みに対して食品の寄贈や資金的支援、仕組みづくり支援に参画しており、35都道府県の連携拠点を通じて全国2700団体のこども食堂など居場所へ525tの寄贈を分配した。	
2) 令和3年度（補正予算）独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業「食を通じた支援のつなぎ方のみえる化事業」	
食支援を行う団体が「ソーシャルワーク」の役割も担いつつある中、ボランティアから成ることも食堂運営者に個々の課題解決を担わせるのではなく、関係性を強化したり支援に必要な情報を伝え「つながりづくり」をすること、「食×ソーシャルワーク」の有用性を社会に伝播するするために、①個別支援をめぐる相談内容の類型化、②地域資源の可視化、③研修会の企画開催、④中間支援モデル構築に取り組んだ。	
3) 令和4年度～6年度厚生労働省補助事業・こども家庭庁「見守り体制強化促進のための広報啓発事業」	
食を通じた多様な見守り活動を行う全国8か所に対して見守り・支援の活動で心がけていること、活動継続のノウハウやあらゆる機関との連携方法を調査した。調査で得られた知見を学習会で伝播した内容を含めてガイドブックを制作。こども家庭庁及び全国社会福祉協議会から自治体・社協へ電子配信いただいた。〈 https://www.mow.jp/cn1/mimamori2022.html 〉	
また、令和5年度は過年度の調査対象事例であった8団体に加えて新たに2拠点の事例調査とこどもの権利条約・エンパワーメントのためのノウハウ集を追加した2023年度版のガイドブックを作成。〈 https://www.mow.jp/_userdata/pdf/2024/shoku_guidebook_2023_fix.pdf 〉	
4) 令和4年度～5年度厚生労働省補助事業・こども家庭庁「ひとり親家庭等子どもの食事等支援事業」中間支援法人として助成事業を実施	
主に子育て世帯を中心とする生活困窮者に対して食を通じた支援を行う団体に対し食品購入（生活必需品・学用品を含む）と活動実施のため延べ863団体に対して活動資金の助成と食品等の提供を実施。	
5) 2019年度～こども食堂全国ツアーを発端に、こども食堂に限らないその他の活動や中間支援活動と連携していくネットワーク形成を目的に発足した「広がれ！こども食堂の輪 推進会議」を毎年4回開催。	
またSNSチャット相談を専門とした複数法人のコンソーシアムと連携し、SNSやチャットからの相談を支援につなげることができるよう連携を模索している。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4団体を想定	
(2)実行団体のイメージ	食を通じた居場所づくり支援の実績、行政・社協他中間支援組織との連携の実績のある中間支援団体（組織）	49/200字
(3)1実行団体当り助成金額	3年間で最大3900万円の助成を想定	18/200字
(4)案件発掘の工夫	会員団体、「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議や「ミールズ・オン・ホイールズ ロジステム」参画団体、助成事務局運営を通して繋がりのある中間支援団体、過年度調査研究事業で視察訪問した関連団体・社協・行政へ幅広く周知し、公募説明会を開催する。広がれボランティアの輪、関連分野の専門家・研究者、住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会、全国コミュニティ財団協会、全国社会福祉協議会に広報を依頼する。また、本会から助成を受けた既存の休眠預金事業にて食支援に実績のある実行団体にも参加を促す。	242/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	<ul style="list-style-type: none"> 事業統括1名、PO3名（企業や省庁、全国組織との連絡調整、事業設計・進捗管理） MOWLS参画団体、企業・行政との連携（研修開催、広報協力） 評価チーム：評価・分野専門家による委員会の設置 				97/200字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳	他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
※資金分配団体用	3名	新規採用人数 (予定も含む)	1名	予定あり(詳細は右記のとおり)	本事業には20%ほど従事することを想定
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	法令遵守規程（令和元年5月19日施行）に基づき、助成事業実施の運営を行う。法令遵守責任者は、法人全体の法令遵守体制確保のため、役職員に対し、コンプライアンスの周知徹底、遵守における問題点の抽出、チェック、評価を行い、法人に於ける法令遵守の総責任者としての役割を担う。法令遵守責任者は、コンプライアンス上の問題が発生した場合は、検討会議を開催し問題の解決、処理等の対応にあたる。				189/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体	資金分配団体	
事業期間	2025/03/01	～ 2028/03/31
資金分配団体	事業名	食で支え合う地域支援を広げるために
	団体名	一般社団法人全国食支援活動協力会

	助成金
事業費	174,032,000
実行団体への助成	148,000,000
管理的経費	26,032,000
プログラムオフィサー関連経費	28,327,000
評価関連経費	7,640,000
資金分配団体用	7,640,000
実行団体用	0
合計	209,999,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1) 事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	6,000,000	96.7%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

1. 事業費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	381,200	63,707,600	62,421,600	47,521,600	174,032,000
実行団体への助成	0	59,000,000	52,000,000	37,000,000	148,000,000
－					
管理的経費	381,200	4,707,600	10,421,600	10,521,600	26,032,000

2. プログラム・オフィサー関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	4,327,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	28,327,000
プログラム・オフィサー人件費等	500,000	4,364,000	4,760,000	4,320,000	13,944,000
その他経費	3,827,000	3,636,000	3,240,000	3,680,000	14,383,000

3. 評価関連経費

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	75,000	2,455,000	2,555,000	2,555,000	7,640,000
資金分配団体用	75,000	2,455,000	2,555,000	2,555,000	7,640,000
実行団体用					0

4. 合計

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	4,783,200	74,162,600	72,976,600	58,076,600	209,999,000

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体		
団体名	全国食支援活動協力会				
郵便番号	158-0098				
都道府県	東京都				
市区町村	世田谷区上用賀				
番地等	6丁目19番21号				
電話番号	03-5426-2547				
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://mow.jp/			
	その他のWEBサイト(SNS等)	https://www.facebook.com/mowjapan/ https://www.facebook.com/kodomoshokudo.supportcenter/			
設立年月日	1986/05/01				
法人格取得年月日	2013/05/31				

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	イシダ アツコ
	氏名	石田 淳子
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	10
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	6
常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	6
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	110
団体正会員 [団体数]	110
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	1,212
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	6
個人その他会員 [人]	1,206

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けてますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	229件（2023年度実績）
申請前年度の助成総額 [円]	351098383円（2023年度実績）
助成した事業の実績内容	毎日新聞東京社会事業団冠基金「こども食堂運営継続応援プロジェクト」助成事務 2023年度 こども家庭庁「ひとり親家庭等子どもの食事等支援事業」 休眠預金事業2020年度通常枠「食の物流ネットワーク整備プロジェクト」 休眠預金事業2022年度通常枠「多世代が食でつながるコミュニティづくり」 休眠預金事業2023年度緊急枠「相談機能付き食支援体制整備事業」

(11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	<p>●2020年度日本財団助成「子ども食堂と企業の食品寄付をつなぐ情報システム構築」</p> <p>①在庫や食品取扱の記録・閲覧機能、品質衛生管理、受取履歴等を管理する食品寄付情報システムの開発②システム開発に向けた検討委員会の開催、現地調査③システム普及に向けた説明会の開催に取り組んだ。システムは現在も寄贈時の連絡・調整・記録手段として活用されており、現在約1100団体が登録している。</p>

(12) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	相談機能付き食支援活動のモデル事業
団体名:	一般社団法人 全国食支援活動協力会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に關係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

- (注意事項)
 ①規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
 ②申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出において本様式も併せてご提出ください。
 ③過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ④以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック	※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。
----------	---------------------------

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第18条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第19条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第19条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第19条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第22条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第22条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第25条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこと		公募申請時に提出	定款	第41条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事の構成に関する規程	(1)
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事の構成に関する規程	(2)
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第36条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第38条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第38条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第38条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第37条
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第41条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第44条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第41条
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するものほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第37条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第29条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員等に関する報酬・費用弁償等規程	第7条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員等に関する報酬・費用弁償等規程	第4条

●倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3)私的利害追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	法令遵守規程	第6条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止対策に関する基本方針	第1項～第8項
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
●利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程 別紙	別紙 利益相反等の禁止及び利益相反を防ぐ措置(3)
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程、倫理規程 別紙	第6条1.2、別紙 利益相反等の禁止及び利益相反を防ぐ措置(2)
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程、倫理規程 別紙	第6条3、別紙 利益相反等の禁止及び利益相反を防ぐ措置(1)
●コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	法令遵守規程	第8条、第9条1
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	法令遵守規程	第9条2
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	法令遵守規程	第10条
●内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルpline窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルpline)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護規程	第4条、第5条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護規程	第7条、第8条、第9条
●組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局運営規程	第4条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局運営規程	第5条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局運営規程	第6条1.2
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局運営規程	第6条3、第11条
●職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2条、第3条、第13条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第9条、第10条
●文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第8条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条、第8条、第9条、第10条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条
●情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1.定款 2.事業計画、収支予算 3.事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4.理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開・開示規程	第19条
●リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条、第11条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条、第14、第16～24条
●経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第4条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第17条2
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第10条、第11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第16条、第17条1
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第18～21条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第22～23条

一般社団法人 全国食支援活動協力会

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国食支援活動協力会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民の自発性と相互扶助の精神に基づいた非営利の食事支援を展開する団体に対し、事業活動が円滑に運営され、より一層の効果が挙げられるように連絡、交流、支援等の事業を行い、また地域福祉と健康の増進を結ぶために横断的で学術的な視点をもって産官学民のネットワークを推進することで、福祉の増進と豊かな地域福祉社会の形成に寄与することを目的とします。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、日本全国において次の事業を行う。

- (1) 食事サービス等地域福祉に関する社会参加活動組織の育成、援助及びその指導者の養成に関する事業
- (2) 食事サービス等地域福祉に関する調査、研究及び情報の提供に関する事業
- (3) 食事サービス等地域福祉に関する事業の実施、及び啓発に関する事業
- (4) 地域福祉に関し社会参加活動を行う内外の団体との交流、連携に関する事業
- (5) 高齢者の福祉、健康、生涯学習、生きがい作りの支援に関する事業
- (6) 高齢者の生活にかかる相談に関する事業
- (7) 世代間交流その他地域の相互扶助機能の活性化に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第5条 この法人は公益事業の推進に資するために、必要に応じて日本全国において次の事業を行う。

- (1) 会員間の相互扶助を推進するための物品等の斡旋事業
- (2) その他この法人の公益事業の推進に資するための事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により会員となった者をもって構成する。

(会員の種別)

第7条 この法人の会員は、次の二種とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
 - (2)賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第8条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 第9条の支払義務を2年（24ヶ月）以上履行しなかったとき。

(任意退会)

第11条 会員は、退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前条第2号から第5号により会員の資格を喪失したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において正会員の半数以上が出席し、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに除名する旨の理由を付し通知し、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務に関しては、これを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第14条 資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(種別)

第15条 この法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第16条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第17条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第19条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、議決することができない。

(開催)

第18条 定時総会は、毎年1回、その事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の場合には請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(定員数)

第21条 社員総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

2 正会員は、各1個の議決権を有する。

(決議)

第22条 社員総会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。この場合において、議長は、正会員として表決に加わる権利を有しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選定する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選定することとする。

(書面議決)

第23条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、社員総会に出席したものとみなす。

2 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が正会員全員に対し、社員総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(種別及び定数)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1人を代表理事とする。代表理事以外の理事のうち、1名を専務理

事、若干名を常務理事とすることができます。

- 3 前項の代表理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
3 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事のうちより専務理事1名を選任することができる。
4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記を行い、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
3 代表理事及び業務執行理事は、常務理事会を構成し、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をることができる。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 理事及び監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、辞任した場合又は任期満了の場合においても、新たに選任した者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 役員にふさわしくない行為があったときは、第22条第2項の決議により解任することができる。

(報酬等)

第32条 役員総数の3分の1以下の範囲内で常勤の役員にはその職務執行の対価として

報酬を支給することができる。その報酬の額については、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第33条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) この法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
- (3) この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 上記取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第34条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その他役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合においては、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その場合、契約に基づく賠償責任の限度額は10万円以上であらかじめ定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第36条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回とする。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(権限)

第37条 理事会は、この定款に規程するもののほか、次の職務を行なう。

- (1) 社員総会の日時、場所、及び社員総会の目的事項の決定
 - (2) 規則の制定、廃止及び変更に関する事項
 - (3) 前第1号、2号の他、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の監督
 - (5) 代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任すること
ができる。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その
他一般社団法人・財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして
法務省令で定める体制の整備。
 - (6) 第34条第1項の規定による責任の免除

(招集)

第38条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第36条第3項第2号の規程による請求があったときは、その日
から14日以内の日を臨時理事会の開催日とする招集を5日以内にしなければな
らない。
- 3 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招
集する。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対
しその通知をしなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、専務理事がこれに当たる。専務理事に事故あるときは常務理
事が代行する。

(定員数)

第40条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第41条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半
数が出席し、当該利害関係を有する以外の出席理事の過半数の同意をもって決す
る。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提
案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、そ
の提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその
提案について異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事、監事が理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 第28条第3項の報告については、本条の規定は適用されない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、代表理事、専務理事及び監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 財産及び会計

(基本財産の維持並びに処分)

第45条 公益目的事業を行なうために不可欠な基本財産に関しては、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 その全部若しくは一部について、やむを得ない理由によりこれを処分又は担保に提供する場合には、議決に加わることのできる理事の過半数が出席した理事会において、その4分の3以上の決議を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項については、理事会の決議により別に定める財産維持管理規定によるものとする。

(財産の管理・運用)

第46条 この法人の財産の管理・運用については、代表理事が行なうものとし、その方法については、理事会の決議により別に定める財産維持管理規定によるものとする。

(財産の種別)

第47条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、公益目的事業を行なうために不可欠な財産とし以下をもって構成する。
 - (1) 公益目的事業のために保有し、移行の登記の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
 - (2) 基本財産として寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(経費の支弁)

第48条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第49条 この法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、代表理事がその事業年度開始日の前日までに作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて入し、又は支出することができる。

- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の前日まで行政庁に提出しなければならない。
- 5 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第50条 代表理事は、事業年度ごとに次の書類により、この法人の事業報告および計算書類を作成し、事業年度終了後3ヶ月以内に附属明細書とともに監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会において第1号及び第2号はその内容を報告し、第3号から第6号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項第1号から第6号の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の内重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第51条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第52条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行なう場合も前項と同じである。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金の分配禁止)

第54条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

- 2 本条に定める定款の変更において、公益目的事業の種類又は重要な内容の変更に係る定款の変更をしようとするときは、変更の認定を行政庁から受けなければならない。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項に係わる定款の変更を行なった場合は、遅滞なく行政庁に届出なければならない。

(合併等)

第56条 この法人は、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 この法人が上記の合併又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届出なければならない。

(解散)

第57条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条の事由によるほか、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第58条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内にこの法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第59条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

(委員会及び部会)

第60条 この協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会及び部会を設置することができる。

- 2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者等のうちから、理事会が選定する。
- 3 委員会及び部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

- 第61条 この法人の事務を処理するために、この法人に事務局を置くことができる。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を得て別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

- 第62条 事務所には、第50条に定める書類の他、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の履歴書及び会員の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) その他法令で定める書類及び帳簿

第11章 情報公開

(情報公開)

- 第63条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する事項については情報公開規定を設け、それによるものとする。

(公告)

- 第64条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することによる。

第12章 雜 則

(委任)

- 第65条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款はこの法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の理事及び監事は、次ぎに掲げる者である。

代表理事 石田 悅子
理事 坂田 朱美
理事 久保 幸枝
理事 熊谷 修
理事 小林 房子
理事 清水 洋行
理事 剣持 英子
理事 武田 美江子
理事 内藤 佳津雄
理事 平野 覚治
監事 中島智人
監事 鶴澤 章

3 設立時社員の氏名または名称、及び住所は次のとおりである。

石田 悅子 [REDACTED]
坂田 朱美 [REDACTED]
久保 幸枝 [REDACTED]
熊谷 修 [REDACTED]
小林 房子 [REDACTED]
清水 洋行 [REDACTED]
剣持 英子 [REDACTED]
武田 美江子 [REDACTED]
内藤 佳津雄 [REDACTED]
平野 覚治 [REDACTED]
中島 智人 [REDACTED]
鶴澤 章 [REDACTED]

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第49条の規程にかかわらず、設立の社員総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規程にかかわらず、設立の日から平成26年3月31日とする。

6 この法人の設立当初の会員の会費の額は、第9条の規程にかかわらず、以下に定めるものとする。ただし、任意団体「全国老人給食協力会」に既に1年分の会費を納入したものについては設立当初の事業年度の年会費を減免することができる。

(1) 入会金

- ① 正会員 個人1口 5,000円 団体1口 10,000円 特別正会員1口 30,000円
② 賛助会員 個人1口 5,000円 団体1口 50,000円

(2) 年会費

- ① 正会員 個人1口 5,000円 団体1口 10,000円 特別正会員1口 30,000円
② 賛助会員 個人1口 5,000円 団体1口 50,000円

(1口以上)

以上、一般社団法人全国老人給食協力会設立のため、設立時社員石田悦子他11名は、本定款を作成しこれに記名押印する。

平成25年5月31日

設立時社員

石田 悠子

坂田 朱美

久保 幸枝

熊谷 修

小林 房子

清水 洋行

剣持 英子

武田 美江子

内藤 佳津雄

平野 覚治

中島智人

鶴澤 章

平成29年 6月11日 一部改正

履歴事項全部証明書

東京都世田谷区上用賀六丁目19番21号
一般社団法人全国食支援活動協力会

会社法人等番号	0109-05-002703	
名 称	<u>一般社団法人全国老人給食協力会</u>	
	一般社団法人全国食支援活動協力会	平成29年 6月11日変更 平成29年 6月12日登記
主たる事務所	東京都世田谷区上用賀六丁目19番21号	
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示することによる。	
法人成立の年月日	平成25年6月6日	
目的等	<p>目的</p> <p>この法人は、市民の自発性と相互扶助の精神に基づいた非営利の食事支援を開する団体に対し、事業活動が円滑に運営され、より一層の効果が挙げられるように連絡、交流、支援等の事業を行い、また地域福祉と健康の増進を結ぶために横断的で学術的な視点をもって産官学民のネットワークを推進することで、福祉の増進と豊かな地域福祉社会の形成に寄与することを目的とともに、その目的に資するため、日本全国において次の事業を行う。</p> <p>(1) 食事サービス等地域福祉に関する社会参加活動組織の育成、援助及びその指導者の養成に関する事業 (2) 食事サービス等地域福祉に関する調査、研究及び情報の提供に関する事業 (3) 食事サービス等地域福祉に関する事業の実施、及び啓発に関する事業 (4) 地域福祉に関し社会参加活動を行う内外の団体との交流、連携に関する事業 (5) 高齢者の福祉、健康、生涯学習、生きがい作りの支援に関する事業 (6) 高齢者の生活にかかる相談に関する事業 (7) 世代間交流その他地域の相互扶助機能の活性化に関する事業 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>この法人は公益事業の推進に資するために、必要に応じて日本全国において次の事業を行う。</p> <p>(1) 会員間の相互扶助を推進するための物品等の斡旋事業 (2) その他この法人の公益事業の推進に資するための事業</p>	

役員に関する事項		
代表理事	石田 淳子	令和 1年 5月19日重任 令和 1年 5月20日登記
代表理事	石田 淳子	令和 3年 5月29日重任 令和 3年 6月11日登記
代表理事	石田 淳子	令和 5年 6月18日重任 令和 5年 6月23日登記
理事	石田 淳子	令和 1年 5月19日重任 令和 1年 5月20日登記
理事	石田 淳子	令和 3年 5月29日重任 令和 3年 6月11日登記
理事	石田 淳子	令和 5年 6月18日重任 令和 5年 6月23日登記
理事	熊 谷 修	令和 1年 5月19日重任 令和 1年 5月20日登記 令和 3年 5月29日退任 令和 3年 6月11日登記
理事	清 水 洋 行	令和 1年 5月19日重任 令和 1年 5月20日登記
理事	清 水 洋 行	令和 3年 5月29日重任 令和 3年 6月11日登記
理事	清 水 洋 行	令和 5年 6月18日重任 令和 5年 6月23日登記

理事	<u>剣持英子</u>	令和 1年 5月19日重任
理事	<u>剣持英子</u>	令和 1年 5月20日登記
理事	<u>剣持英子</u>	令和 3年 5月29日重任
		令和 3年 6月11日登記
理事	<u>剣持英子</u>	令和 5年 6月18日重任
		令和 5年 6月23日登記
理事	<u>内藤佳津雄</u>	令和 1年 5月19日重任
		令和 1年 5月20日登記
理事	<u>内藤佳津雄</u>	令和 3年 5月29日重任
		令和 3年 6月11日登記
理事	<u>内藤佳津雄</u>	令和 5年 6月18日重任
		令和 5年 6月23日登記
理事	<u>平野覚治</u>	令和 1年 5月19日重任
		令和 1年 5月20日登記
理事	<u>平野覚治</u>	令和 3年 5月29日重任
		令和 3年 6月11日登記
理事	<u>平野覚治</u>	令和 5年 6月18日重任
		令和 5年 6月23日登記
理事	<u>隅田耕史</u>	令和 1年 5月19日重任
		令和 1年 5月20日登記
理事	<u>隅田耕史</u>	令和 3年 5月29日重任
		令和 3年 6月11日登記
理事	<u>隅田耕史</u>	令和 5年 6月18日重任
		令和 5年 6月23日登記

	理事 <u>清水福子</u>	令和1年 5月19日重任 令和1年 5月20日登記
	理事 <u>清水福子</u>	令和3年 5月29日重任 令和3年 6月11日登記
	理事 <u>清水福子</u>	令和5年 6月18日重任 令和5年 6月23日登記
	理事 <u>田中将太</u>	令和3年 5月29日就任 令和3年 6月11日登記
	理事 <u>田中将太</u>	令和5年 6月18日重任 令和5年 6月23日登記
	監事 <u>中島智人</u>	平成29年 6月11日重任 平成29年 6月12日登記
	監事 <u>中島智人</u>	令和3年 5月29日重任 令和3年 6月11日登記
	監事 <u>鶴澤章</u>	平成29年 6月11日重任 平成29年 6月12日登記
	監事 <u>鶴澤章</u>	令和3年 5月29日重任 令和3年 6月11日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その他役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。	
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	この法人は、外部役員等との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合においては、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その場合、契約に基づく賠償責任の限度額は10万円以上であらかじめ定めた額と、法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人	

東京都世田谷区上用賀六丁目19番21号
一般社団法人全国食支援活動協力会

監事設置法人に関する事項	監事設置法人
登記記録に関する事項	設立

平成25年 6月 6日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6年11月14日

東京法務局世田谷出張所

登記官

中 村 久 仁 子



令和3年度事業報告

概況

1. 「食支援」活動への社会的注目の高まり、ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム全国展開
新型コロナウイルス感染症流行が恒常化する中、顕在化された社会課題解決の手段として「食支援」を始める団体が急増している。当会が休眠預金を活用して助成した母子生活支援施設による在宅支援をはじめ、若者支援団体、外国人支援団体等が受益者に対する経済的支援、孤立予防を目的としたつながるための支援を展開しており、ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムのプラットフォームで連携が進んでいる。全国各地への普及啓発・ネットワーク形成活動として食フェスタやオンラインを活用した学習会等を開催し、年度当初 22 ケ所だったロジ拠点が 37 ケ所 25 都道府県に拡大している。
2. コロナ禍に伴う寄付増・企業の社会貢献活動の促進・連携
新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに急増したナショナル企業を中心に資金・食品・物資の寄付は引き続き増え続けており、今年度は 28 企業・団体を通じて合計 509 t の食品提供を行うことができた。また、ホームページの更新に伴い企業連携事例を掲載するほか、寄付方法のメニューを拡充した。持続可能な居場所づくり支援として、今後も対応を続けられる様窓口対応の体制含め WEB システムの導入による合理化が必要である。
3. 関係省庁との関係構築
ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの推進に向けて、農林水産省ほか厚生労働省から推進会議や学習会で関連施策の情報提供をもらうほか、ロジシステムの普及に係る情報連携、厚生労働省の補助事業の中間支援法人を担うなど連携が深まった 1 年となった。

I 法人本部

1. 広報普及活動

- ①定期刊行物「いただきます」(12、13、14 号) を会員および関係者に郵送
- ②正会員・賛助会員向け(登録 105 会員) およびこども食堂メール会員(910 会員) 他へメールニュースの発信(vol. 32～vol. 46)。各種催事や助成事業実施の際にメール会員への登録を呼びかけ、こども食堂メール会員は昨年 521 より 389 会員増え、幅広い広報が可能となった。
- ③公式ホームページ、フェイスブックページのリニューアル
12 月にホームページを全面リニューアル。寄付や企業連携、休眠預金事業等のページを追加し、「こども食堂サポートセンター」のホームページおよびフェイスブック等と連携し、研修会や助成情報など、活動団体向けの情報を発信できるようになった。

2. 研修活動

①食でつながるフェスタ全国集会 in 東京2021

開催日：2021年10月10日（日）13:00-16:30 会場：オンライン開催

会場：オンライン開催（配信は東京ボランティア・市民活動センターから実施）

参加者：約85名

内容：子どもから高齢者まで住民参加型の多様な切り口からなる食の居場所の知見とアンケート調査結果の共有、活動団体と支援団体の交流

・「コロナ禍における食支援活動の現状と食材支援に関する調査について」

講師：当会常務理事 清水洋行（千葉大学大学院人文科学研究院教授）

・「生きることと食べること 食を通じた多様な関わりあい」

講師：ココルーム 代表 上田 假奈代氏（大阪市西成区）

・パネルトーク「コロナ禍の子どもから高齢者までの食支援活動」と意見交換・交流

パネリスト：支え合う会みのり（東京稻城市）／甲府食事サービスをすすめる会／つなぐ子ども未来（名古屋市）／こどもの居場所サポートおおさか

②第8回 地域の居場所づくりサミット（主催キユーピーみらいたまご財団に共催協力）

開催日：6月12日（土）15:00～16:40

会場：キユーピー株式会社 本社ホール ※新型コロナウイルス対策のためオンライン開催

参加者：約150名

内容：コロナ禍の経験を踏まえたこども食堂活動について関係者の意見交換

こども食堂を支援する仕組みづくりの事例報告

こども食堂サポートセンター那覇（沖縄県）、ホットライン信州（長野県松本市）

こども食堂からの課題提起 にしよど子ども食堂（大阪市）

③第9回 地域の居場所づくりサミット（主催キユーピーみらいたまご財団に共催協力）

開催日：11月7日（日）10:00～12:00/13:00～15:00

会場：キユーピー株式会社 本社ホール ※新型コロナウイルス対策のためオンライン開催

参加者：約140名

内容：財団事業説明、具体的な助成事業の書き方講座、

講演「居場所における食育」

（交流会）コロナ禍の経験を踏まえたこども食堂活動について

④食事サービス連絡会学習会（東京食事サービス連絡会と共催）

開催日及び会場：11月27日（土）14:00～16:00 オンライン開催

今年度はつどいという形ではなく、学習会として講師を招いて開催。

■講師 西東京市 NPO法人サポートハウス年輪 田中ゆかりさん

「三世代がつながる食堂」の構想

八王子市 ほっこり食堂 石渡ひかるさん

「三世代がつながる食堂・フードパントリー」の実践

⑤「支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム」（全社協主催事業に共催協力）

開催日：10月20日（水）会場：オンライン開催 参加者：約445名

内容：1. 基調報告「コロナ禍だからこそ、“人と人のつながり”がもたらす影響」

NPO法人「高齢社会をよくする女性の会」理事長 樋口 恵子 氏

2. 食事サービスの分科会を担当

「多様な食支援活動の実践と活動支援のしくみづくりについて」（基調報告、実践報告、

情報交換会の実施）

3. 活動審査、評価等

①みずほ教育福祉財団 電気自動車寄贈団体の推薦会員に要項配布（希望団体なし）

②キユーピーみらいたまご財団助成プログラムB「食を通した居場所づくり支援」助成事務局

2022年度分 「居場所づくり支援」応募64件 25団体選出

「新型コロナ禍特別対応助成」応募73件 51団体選出

「スタートアップ」応募40件 29団体選出

③王将フードサービス 助成事務局

A居場所活動団体：応募102件 48団体選出 B中間支援団体：14件 9団体選出

④ナルミヤ・インターナショナル 助成事務局

A居場所活動団体：応募136件 14団体選出 B中間支援団体：応募23件 5団体選出

⑤毎日新聞東京社会事業団「こども食堂運営継続応援プロジェクト」助成事務局

応募96団体のうち50団体を選出

4. 食環境の整備・ロジシステム推進活動

【目的】

①サポートセンターの活動を通して、子どもたちの状況（孤食・共食体験の不足・見えない貧困など）を知ってもらい、社会の中で孤立しがちな子どもとその家庭を見守る新たな支え合いのコミュニティとしての「こども食堂」等子どもの居場所の取り組みを、広く知ってもらう。

②すでに活動を始めている団体は、運営費の持ち出しがあるなど、活動を安定して継続する上の課題がある。一方で「子どもたちのために、何かしたい」という思いを持つ個人・企業は多く、当会への相談も増えている。支援の新たなしくみを開発し、適切な団体・機関につなぎ、社会全体の支え手を増やすことで、住みよい地域づくりに貢献しようとする人のすそ野を広げる。

【報告事項】

①食でつながるフェスタ開催・研修等を通じたネットワーク形成支援

シンポジウムへの講師派遣等の他、2017年より実施している研修会「食でつながるフェスタ」の開催支援を行う。従来運営ノウハウ（衛生管理・食育・子どものケアや関わり方など）に関する情報発信、モデル事例伝播、活動地域の相談機関の紹介など、個別相談の対応プログラムが多かったが、本年度は長引くコロナ禍もあり、より持続可能な食支援活動を模索するため、企業・行政の参画を促すプログラム（企業・行政支援の好事例報告、支援方法の提案等）が多かった。

開催実績：秋田（2/4-5）、長崎（2/22-23, 3/26）、千葉（3/4）

②活動ガイドブック等テキストの普及・配布

『こども食堂あんしん手帖』を6月の改訂発行。14,000部以上を各地の行政・社協・団体に発送配布済み。公式HPにPDFダウンロード版を掲載し各地での催事にて広報配布。

③企業等各種団体の社会貢献活動との連携

・Yahoo 募金ページの運用管理

常設ページを通して広く広報と支援の呼びかけを行う。9~11月にかけてキユーピーみらいたまご財団のご支援によりくじ付き募金を実施。2月にも記事を更新し、ロジシステムの広がり等を発信。

・王将フードサービス お子様弁当無料配布

株)王将フードサービスとの協議により、コロナ禍において学校給食がなくなる夏休み期間の子どもの栄養状態への貢献を目的に王将フードサービスが実施した「お子様弁当」の無償配布に協力。

対象:「餃子の王将」直営店526店舗での受取り可能な団体(冬休みはFC店約40店舗も参画)
全国母子生活支援施設協議会、こども食堂サポートセンター、社会福祉協議会等の中間支援組織とつながる全国の子ども食堂等居場所運営団体、フードパントリー、母子生活支援施設等。

実施期間	提供食数	参画団体数	協力機関
8月17日~9月13日	32,112食	377団体	63団体
12月20日~1月18日 ※年末年始除く	62,838食	728団体	
3月28日~4月7日	50,729食	684団体	

・アサヒ飲料寄付型自動販売機との連携

④各種企業からの協賛・支援獲得

【食品・物品の寄贈】ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの仕組みを活用して、キユーピーみらいたまご財団/日新製糖/アサヒグループ食品/日本ハム/高島屋/三菱食品/ポッカサッポロ&ビバレッジ/Mr. CHEESECAKE/24時間テレビ/NEC/アサヒロジ/サン・フレイム/グライナー・ジャパン/LIFULL/巧芸社 等から寄付食品・物品を受け付け、マッチングを行った。

常温のほか冷蔵・冷凍食品を全国へ分配することで、プロジェクトの課題を明らかにし、改善に取り組むとともにブラッシュアップを図った。

【協賛・支援の獲得】ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの仕組みに対し、キユーピーみらいたまご財団/タカラレーベン東北/アサヒグループホールディングス/メディパルホールディングス/全国学生保障援助会/ドール/横浜冷凍 等から協賛いただいた。

そのほか多様なセクターが参加できる学習会を開催し、本プロジェクトに対する理解の醸成と参画を働きかけた。

⑤ロジシステム説明会の開催

企業・行政・活動団体がゆるやかに連携することで、食を通した居場所づくり活動が持続可能な活動となることを目指し開催した。

【開催地域】全国/東北(宮城)/山形/東京/神奈川/長野/愛知/兵庫/広島/大阪/四国

(徳島)／愛媛

【プログラム概要】全国的な食料支援の取り組み状況の説明／各自治体や民間機関・団体による好事例の共有／グループディスカッション など

5. ネットワーク形成

①「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議 の開催

全国域の幅広い子ども支援関連諸団体との情報共有・伝達を担うことを目的に推進会議を開催。コロナ禍に配慮しオンラインを併用しながら東京で全国エリアの連絡組織が集う場をで6回開催した。

・第10回 4/6

事例報告 1. 特定非営利活動法人秋田たすけあいネットあゆむ 保坂理事長
2. NPO 法人にじいろのわ 内藤代表
3. 内閣府 子どもの貧困対策担当 田原参事官補佐

・第11回 5/24

事例報告 1. NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク 天野副理事長
2. 一般財団法人北海道国際交流センター 池田専務理事

・第12回 7/20

事例報告 1. 社会福祉法人 大幸会 渡邊施設長
2. 学習支援ひろば「くじら寺子屋」 山下代表

・第13回 9/7

事例報告 1. 神奈川県立保健福祉大学 新保先生
2. おもちゃの図書館全国連絡会 藤田事務局長
3. 厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 地域共生社会推進室 清水室長補佐

・第14回 1/4

事例報告 1. 認定特定非営利活動法人 育て上げネット 工藤理事長
2. 母子生活支援施設 百道寮/産前・産後母子支援センターこももティエ 大神施長

・第15回 3/17

事例報告 1. 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 社会的養護専門官 胡内様
2. 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室（食品ロス削減・リサイクル班） 岸田課長補佐

②子どもの居場所づくりのためのSDGs 交流セミナーの開催

子どもの居場所づくりに関心がある企業・行政・活動団体が知見を深め、連携する場となることを目的に年間6回開催。今期は特に寄付・寄贈に関心のある企業に加え、物流その他支援に関心のある企業がMOWLS プロジェクトを認知・参画できることを目的とした。

・第7回 4/6

事例報告 1. 特定非営利活動法人フードバンク山口 今村理事長
2. 株式会社王将フードサービス総務部法務課 猪原様
3. 農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 岸田課長補佐

・第8回 5/24

事例報告 1. カネハツ食品株式会社 加藤社長

- 2.一社) つなぐ子ども未来 安藤代表理事
- 3.株式会社中特ホールディング 吉本企画広報室長
- ・第9回 7/20
事例報告 1.損害保険ジャパン株式会社 企画開発部 佐藤課長代理
2.内閣府 子供の貧困対策推進室 田原参事官補佐
3.公益財団法人キユーピーみらいたまご財団 長谷部事務局長
- ・第10回 9/27
事例報告 1.アサヒ飲料株式会社 コーポレートコミュニケーション部 CSV推進グループ
大沼プロデューサー
2.北九州市 戸畠区役所総務企画課 長迫イベント担当係長
3.株式会社首都圏ホールディングス 駒形代表取締役
- ・第11回 10/26
事例報告 1.株式会社北部市場運送 黒田常務
2.一般社団法人こどもの居場所サポートおおさか 横田代表理事
3.鳥取市役所 総務部人権政策局 中央人権福祉センター/人権交流プラザ川口所長
- ・第12回 12/16
事例報告 1.株式会社ADK マーケティング・ソリューションズ 山川様
2.日新製糖株式会社 柴田 常務執行役員

6. 制度政策に関する委員会参加、講師派遣

- ①東京都社会福祉協議会「地域福祉推進委員会」(平野)
- ②広がれボランティアの輪連絡会議構成団体
- ③新宿区協働支援会議委員(平野)
- ④「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議構成員・事務局
- ⑤孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員
- ⑥講師派遣
 - ・産業能率大学「経営学部 中島智人ゼミ」(9月) 講演
 - ・神奈川経済同友会「環境福祉委員会」(10月) 講演
 - ・JILS「第39回物流子会社懇話会 11月度会合」(11月) 講演
 - ・山形県生涯学習文化財団「令和3年度生活支援活動ステップアップ講座 食事提供講座」(11月) 講演
 - ・セカンドリーグ神奈川「マッチングシステム構築検討会・情報交換会」(4月) 講演
 - ・立教大学「コミュニティビジネス」(6月) 講義
 - ・北九州市役所「北九州 SDGs クラブ会員企業・団体への子ども食堂説明会」(7月) 講演
 - ・那霸市社会福祉協議会「企業向け社会貢献セミナー～那霸社協と子どもの居場所とSDGsと～」(8月) 講演
 - ・東京都社会福祉協議会「省庁懇談会プログラム」(8月) 講演
 - ・世田谷区公明党「世田谷区議会・公明党勉強会」(8月) 講演
 - ・神奈川県生産性本部「2021年度上期理事会」(11月) 講演
 - ・参議院自由民主党「不安に寄り添う政治のあり方勉強会」(12月) 講演

- ・大阪府環境農林水産部流通対策室「食品ロス削減事業者向けセミナー 未利用食品を有効活用する食品ロス削減の取組み」(1月) 講演
- ・日本生協連サステナビリティ推進グループ地域・コミュニティ「21 年度フードバンク運営交流会」(1月) コーディネーター
- ・公益社団法人日本フィランソロピー協会「広がれ 深まれ 食支援の輪～支援の多様化に即した地域・セクター間の連携事例に学ぶ～」(2月) 講演

7. その他

①会員管理

正会員 98、賛助会員 7 (令和 4 年 3 月時点)

②マスコミ等への情報提供

新聞・雑誌の取材、寄稿、イベント情報記事掲載など

「物流ウィークリー」「物流ニッポン」「日本食糧新聞」「日刊食品通信」「読売新聞」「秋田さきがけ」に記事掲載。

③一般社団法人くらしサポート・ウィズ主催のインターンシップ受け入れ

II プロジェクト

1. 休眠預金活用事業 「こども食堂サポート機能設置事業」[2019 年度～2022 年度]

【目的】子どもたちの健やかな育ちを応援することも食堂等子どもの居場所づくりを行う団体が持続可能な運営をしていくためのサポート機能のモデル化

【実行団体】特定非営利活動法人寺子屋方丈舎／一般社団法人こどもの居場所サポートおおさか／一般社団法人コミュニティシンクタンク北九州／社会福祉法人那覇市社会福祉協議会

【概況】各サポートセンターにて導入された冷蔵冷凍庫やハブ拠点が機能し、こども食堂等への寄贈食品等のマッチングが促進している。また企業連携セミナー等の開催を通じて新しい支援者獲得に繋がっている。中間評価の実施に伴い、サポートセンターとつながることも食堂等居場所へこども食堂支援に対するアンケート調査を実施し、サポート機能のニーズ把握を行った。

2. 休眠預金活用事業 「子どもの居場所づくり応援事業～活動助成による『食』のインフラ整備～」

【目的】新型コロナウイルス感染症拡大予防のために、小中高を休校した市町村区域において活動する、こども食堂等子どもの居場所を運営する団体のネットワーク活動・中間支援を行う団体を対象に助成し、子どもの居場所づくりにおけるインフラ整備を行う。特にコロナ禍においては、生活を支える「食」の確保が優先課題であるが、開催中止を余儀なくされ、利用者負担金が無いままに、自主的に代替となる活動を続けている。子どもの居場所運営団体が食材・食品等を容易に、無料で得られる環境を整えることで、子どもたちに多様な食に触れてもらう食支援活動を継続的に実施できることをねらいとする。

【実行団体】10 団体

特定非営利活動法人報徳食品支援センター（小田原市）／子どもから地域へ拡がれネ

ットワーク（熊本県）特定非営利活動法人ゆめみ～る（登別・胆振地方）／特定非営利活動法人秋田たすけあいネットあゆむ（秋田県）／特定非営利活動法人埼玉フードパントリーネットワーク（埼玉県）／鳥取市地域食堂ネットワーク（鳥取市他）／特定非営利活動法人NPOホットライン信州（長野県）／特定非営利活動法人フードバンク愛知（愛知県）／特定非営利活動法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄（沖縄県）／特定非営利活動法人山梨県ボランティア協会（山梨県）／特定非営利活動法人フリースペースたまりば（神奈川県）

【事業実施期間】2020年8月～2022年3月

【成果】当事業によって三温度帯（常温・冷蔵・冷凍）で寄贈食品を管理できるロジ拠点を11ヶ所、ロジに連なるハブ拠点を77ヶ所へ増やすことができた。当会が構築するミールズ・オン・ハイールズ ロジシステムを通じた2021年度の寄贈量509t（約6億円分相応の食品物資）のうち本事業の実行団体に対して、2億2800万円分の寄贈循環を実現することができた。本事業費に対して4倍以上の費用対効果を創出することができた。インフラ整備をきっかけに子どもの居場所づくりを支援するための寄贈サプライチェーンとして事業終了後も継続するシステム構築を図った点に価値があると考える。

3. 休眠預金活用事業 「食の物流ネットワーク整備プロジェクト」〔2020年度～2023年度〕

【目的】中間支援・ネットワーク団体とともに、企業や団体からの食品等の寄付物品を受け入れる中核拠点と、細分化して分配する機能を有するハブ拠点を設け、地域の小規模な子どもを中心とした食の居場所等が企業の支援にアクセスできる新しいロジシステムを整備する。加えて企業・行政・NPO等から成る寄付等地域資源を循環させるプラットフォームの構築を狙いとする。

【事業実施期間】2020年11月～2024年3月

【採択実行団体】一般財団法人北海道国際交流センター／特定非営利活動法人フードバンク山口／鳥取市地域食堂ネットワーク／認定特定非営利活動法人チャイルドケアセンター／特定非営利活動法人NPOホットライン信州

【概況】各地域での課題解決を図る協議体形成の伴走支援合わせて、事業設計・事前評価活動を共同で実施。課題の可視化と発信を目的とした食フェスタを各地域で実行委員会形式で開催した。3月に2019年度実行団体と合同研修を実施し、ロジックモデルの見直しや課題解決に向けたノウハウ共有、事業評価に関する講義やワークショップを実施した。

4. 休眠預金活動事業 「持続可能な地域活動援助モデル構築事業～母子生活支援施設等福祉施設のアセット活用～」

【目的】全国母子生活支援施設協議会と連携をして、全国の母子生活支援施設をはじめ、母子生活支援施設と協力体制を図る子ども支援団体を対象とする。コロナ禍で生活課題が深刻化した地域の子ども、子育て世帯へ食支援を通じたニーズ把握、アウトリーチ活動を行うための助成を行う。母子生活支援施設の拠点インフラと人的資源というアセットに加えて、当会が整備しているロジ拠点とが連携することで、居場所を休止しあ

弁当配布やフードパントリーを実施しているこども食堂等居場所が最終受益者である子ども達へ食支援活動を継続的に実施し、コロナ禍における実態把握機能が強化されることが期待される。

【事業実施期間】2021 年 4 月～2022 年 3 月

【実行団体】社会福祉法人ベタニヤホーム／特定非営利活動法人 フードバンク香川／特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブいいず／社会福祉法人 大幸会／学習支援ひろば「くじら寺子屋」／ココロにたねまき／社会福祉法人大洋社

【成果】母子生活支援施設 3 施設では食支援を行うことでアフターケアの相談件数を伸ばしている。施設でのフードパントリー子ども食堂との連携を行うことで地域で困窮するひとり親世帯等との接点を確実に増やしており、コロナ禍で生活課題が深刻化した子ども、子育て世帯にとって、母子生活支援施設がセイフティーネットとなりうるアセットとして存在感を示すことができた。子ども食堂支援団体が実行団体となった 4 団体ではコロナ禍のために一層支援を必要とするようになった子育て世帯の緊急ニーズに応えて食支援を拡充しており、今後も地域の食の物流支援のハブとして機能することが期待できる。

5. 日本財団助成事業「食支援のための寄付等資源を活性化させる情報システム構築」

【目的】多様な企業・支援セクターとの協働による食を中心とした子ども食堂等の活動支援を加速させるために情報システムを導入する。

【概況】2022 年 3 月時点で本事業における情報システムの開発は完了し、利用予定者への説明会とシステムの ID 発行を実施している。現在、全国のフードバンクやこども食堂に食品を寄贈する際にメールや電話で行っている調整の連絡等を、次年度以降は本情報システムに順次移行していく。

【成果】成果物：ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム 食支援サイト (<https://mow-ls.jp/>)

6. 販路多様化緊急対事業の実施によるこども食度等への食材提供（3 次募集）

ロジ・ハブ拠点とつながりのあるこども食堂へ国産米を寄贈する。補助事業の申請は JA 全中が行い、当会は寄贈先団体の仲介を行った。

申請者 : 全国農業協同組合中央会（JA 全中）

調達物 : 米（精米、栃木県産コシヒカリ）70,000kg

実施予定施設 : 全国の子ども食堂約 400 力所（こども宅食、フードパントリーを含む）

期間 : 採択通知日の翌日より 7 月 31 日まで

7. 厚労省 老人保健健康増進等事業「新型コロナウイルス影響下における 生活支援体制整備事業の推進に向けた人材育成に関する調査研究事業」

【申請事業概要】本事業では、活動のきっかけとなる「食」を中心とした住民主体の居場所活動開発を行う市町村職員や生活支援コーディネーター等の支援者育成を目的とし、研修会で活用できるガイドブック等研修プログラムを提案する。今般の新型コロナウイルスの影響下で交流や外出機会が減っている在宅高齢者の状況に対応したものとする。

【事業実施期間】2021 年 4 月～2022 年 3 月

【総事業費】15,344,000 円

【概況】研究委員会を 5 回、作業部会を 5 回実施。10 事例（東京都、香川県、大阪府、愛知県、鳥取県、奈良県、岩手県）へのヒアリング調査を実施。生活支援コーディネーターを主な対象とした研修会「生活支援コーディネーターによる地域の居場所づくり・つながりづくり研修」を 4 回（香川県、鳥取県、東京都、オンライン）開催。

【成果】成果物：①ガイドブック『事例でわかる 地域アセット活用ガイドブック 生活支援コーディネーターの居場所づくり・つながりづくりを応援』（1500 部印刷）
②報告書『新型コロナウイルス影響下における生活支援体制整備事業の推進に向けた人材育成に関する調査研究事業 報告書』（40 部印刷）

8. 「食支援活動調査」の実施

コロナ禍における活動の課題と、寄付食材の支援についてのアンケート調査を行った。（2020 年 5 月実施の調査の定点観測を兼ねて実施）

【目的】食支援活動の現状の把握と、寄付食材・食品を各地域の活動に届ける食材支援のあり方を検討する資料とする

【実施主体】一般社団法人全国食支援活動協力会／清水洋行研究室（千葉大学人文科学研究院）

【調査名】「令和 3 年度コロナ禍における食支援活動の現状と食材支援に関する調査」

【調査対象】2021 年 7 月時点で実施中、または休止中の以下の活動

＜配食サービス、会食会、地域食堂・多世代食堂、コミュニティカフェ、こども食堂、フードパントリー＞

【調査方法】WEB 調査と調査票郵送での調査の併用

【実施期間】2021 年 8～9 月

【回答数】配食サービス：87 こども配食：40 会食会：20 地域食堂・多世代食堂、コミュニティカフェ：84 こども食堂：215 フードパントリー：111
不明：4 合計：561

【結果の公表について】「食でつながるフェスタ東京」他 HP にて結果を発表した。

9. 令和3年度厚生労働省補助事業「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」の実施

【目的】主に子育て世帯を中心とする生活困窮者に対して食を通じた支援を行う団体に対し食品購入と活動実施のための助成と食品の提供を実施することで、その活動の継続支援を行うことを目的とする。

【実施期間】2022 年 2 月～2022 年 3 月

【実施内容】①助成事業

新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を行う団体に対し、事業実施経費を助成する。1 団体あたりの助成額上限 250 万円。90 団体に計 122,245,000 円を助成。

②活動支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮するひとり親家庭を始めとし

た、要支援世帯の子ども等 を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を行う団体に対し、活動に使用する食品を提供。(株)高島屋に本事業用の食品購入サイトを用意いただき、申込団体が付与された金額内の食品をサイト上で購入する方法で実施。194 団体に 42,772,000 円分の食品を提供。

【総事業費】 186,044,000 円

10. MOWSA (ミールズ・オン・ウィールズ・サウス・オーストラリア) 交流プロジェクト

南オーストラリアのアデレードにある MOWSA、サウスオーストラリア・ミールズオンホイールズ協会との交流を継続しており、今年度はコロナ禍における状況と活動の変化について情報共有をおこなった。日豪において感染状況や社会の対応に違いはあっても、食支援の活動が一層必要とされていることを確認し、今後の交流を約束した。

実施日：2021 年 7 月 16 日（金）午前 11 時～12 時

以上

概況

1. ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの全国展開の推進

昨年度に引き続き、全国各地でロジハブ説明会や食でつながるフェスタ等を通じて食支援のためのプラットフォーム形成、ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムへの参画支援を行った。ミールズ・オン・ホイールズロジシステムの空白地域を中心に 21 道府県の行政・社協に対して本仕組みを説明する機会を持った（対面・オンライン含む）。そのほか、東北・四国・中国地方と地方ごとで関係機関が集まるロジハブ説明会を実行委員会形式で行った。また、農林水産省はじめ食品産業センター等との連携が進んだ。企業からの問い合わせも増え、今年度の支援企業数は53社・団体（昨年28）となり、中でも寄贈品の保管や配送に協力する企業が増えた。

2. 食支援×見守り・ソーシャルワークの必要性

コロナ禍で様々な課題を抱える子どもやその家庭に対してアウトリーチをし、フードパントリー等食料支援を行う活動が全国的に広がっている。今年度はWAM助成や厚労省見守り体制強化のための広報促進事業に基づき、先進的に見守り・個別支援に取り組んでいる食支援団体の好事例を調査・集約することができた。一活動団体が複合的な課題を持つ家庭を抱え込まないように、ピアラーニングの場づくり、地域資源開発が今後益々重要になると考える。「フード」の面だけではなく、「福祉支援（ソーシャルワーク）」との両輪の有用性を発信していく必要がある。

3. 中間支援の役割・有用性の可視化に向けたチャレンジ

2019年度から取り組んできた休眠預金事業が最終年度を迎え、これまで培ってきた企業・行政等の支援を活動団体につなぐ支援、現場団体の声をアドボケイトする役割等、食を通じた子どもの居場所支援における中間支援機能の可視化を試みた。今後企業・行政・NPO セクター含め対象地域の資源と全国からのリソースが水平的・垂直的に集まることでコレクティヴィンパクトを生み出し、持続可能な居場所づくりのモデル構築に取り組んでいく。

I 法人本部 / ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム

1. 広報普及活動

- ①定期刊行物「いただきます」(number15・2022年8月15日)を会員および関係者に郵送
- ②正会員・賛助会員向け(登録116会員)およびこども食堂メール会員(1078会員)他へメールニュースの発信(vol.47～vol.62)。
- ③メディア掲載「家の光(2022年7月号)」「物流新時代(2022年8月15日)」「月刊社会教育(2022年9月号)」「明日の食品産業(2022年12月号)」に記事掲載。

2. 研修活動

- ①食でつながるフェスタ全国集会 in 東京 2022

開催日：2022年7月24日(日) 11:00-16:00

会 場：東京ボランティア・市民活動センター オンラインとのハイブリッド開催

参加者：約120名(会場50名、オンライン70名)

内 容：講演「食支援活動の新たな展開_高齢者から多世代の居場所づくりへ」NPO法人ゆめみ～る
講義「安全・安心な食品の取扱いについて」キユーピーみらいたまご財団
リレートーク「食を通じた活動における地域資源の活用と展開」

- ②第10回 地域の居場所づくりサミット(主催キユーピーみらいたまご財団に共催協力)

開催日：6月11日(土) 10:00～12:20/14:00～16:20

会 場：キユーピー株式会社 本社ホール ※新型コロナウイルス対策のためオンライン開催

参加者：約140名

内 容：財団事業説明・講演「地域における活動周知のための情報拡散と協力、チームづくりの秘訣」

地域の居場所づくり講座 「子ども食堂・居場所の再開に向けて」

事例紹介 くすのき子ども食堂 ／ 食品衛生のワンポイントアドバイス

講 演 「コロナ禍による子ども食堂の運営と変化、これからの方針について」
一社)ともしびat だんだん代表理事 近藤博子氏

(交流会)「話し合おう食を通じた居場所のこと、いまとこれから」

- ③第11回地域の居場所づくりサミット

開催日：11月5日(土) 10:00～12:20

会 場：キユーピー株式会社 本社ホール ※新型コロナウイルス対策のためオンライン開催

参加者：約140名

内 容：財団事業説明・講演「改めて考える子どもの居場所づくり」

居場所づくり講座「子ども食堂だからできること～食を通じたつながり・見守り・支えあい～」

事例紹介 ハスノハ子ども食堂 代表 渡辺 和美氏

グループに分かれた交流会

④食事サービス連絡会学習会（東京食事サービス連絡会と共に開催）

開催日及び会場：11月22日（火）14:00～16:00 オンライン開催

会員団体のうちの7団体が事前に制作した各7分程度の活動紹介動画を視聴後、質疑応答とディスカッションを行った。（参加者約20名）

■紹介団体 支え合う会みのり（稻城市）、こぶしの会（大田区）、さくらんぼ食事サービス（八王子市）、サポートハウス年輪（西東京市）、赤とんぼ（三鷹市）、豊芯会（豊島区）、老人給食協力会ふきのとう（世田谷区）

⑤「支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム」（全社協主催事業に共催協力）

開催日：10月21日（金） 会場：オンライン開催 参加者：約221名

内容：第二分科会「食支援から見えてきた、社会課題の解決に向けて」

実践報告『「食」がつなぐ地域の居場所』

荒川 陽子 氏（宮城県・特定非営利活動法人地域生活支援オレンジねっと 代表）

浜崎 寿一 氏（宮城県・食事サービスネットワークみやぎ高齢者配食サービス「ほっと亭」 代表）

越智 和子 氏（香川県・社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 会長）

桜庭 千明 氏（東京都・認定特定非営利活動法人育て上げネット プロジェクトマネージャー）

3. 活動審査・評価等

①みずほ教育福祉財団 電気自動車寄贈団体の推薦会員に要項配布（希望団体なし）

②キユーピーみらいたまご財団助成プログラム B「食を通した居場所づくり支援」助成事務局

2023年度分 「居場所づくり支援」応募76件 30団体選出

「新型コロナ禍特別対応助成」応募99件 66団体選出

「スタートアップ助成」応募51件 29団体選出

③24時間テレビ助成事務局

実施内容：ミールズ・オン・ホイールズ ロジシス템を通じて、子ども食堂を通じた食支援や体験機会の提供を実施している団体に対し、活動を続けるうえで必要となる備品の支援。

対象：現在ロジ・ハブ拠点を担っている団体に加え、今後ロジ・ハブ拠点として新規立上げを予定している団体

支援団体数：23団体

④毎日新聞東京社会事業団「こども食堂運営継続応援プロジェクト」助成事務局

応募136団体のうち48団体を選出

4. 食環境の整備・ロジシス템推進活動

【目的】

- ①サポートセンターの活動を通して、子どもたちの状況（孤食・共食体験の不足・見えない貧困など）を知ってもらい、社会の中で孤立しがちな子どもとその家庭を見守る新たな支え合いのコミュニティとしての「こども食堂」等子どもの居場所の取り組みを、広く知ってもらう。
- ②すでに活動を始めている団体は、運営費の持ち出しがあるなど、活動を安定して継続するまでの課題がある。一方で「子どもたちのために、何かしたい」という思いを持つ個人・企業は多く、当会への相談も増えている。支援の新たなしきみを開発し、適切な団体・機関につなぎ、社会全体の支え手を増やすことで、住みよい地域づくりに貢献しようとする人のすそ野を広げる。

【実施内容】

①食でつながるフェスタ開催・研修等を通じたネットワーク形成支援

シンポジウムへの講師派遣等の他、2017年より実施している研修会「食でつながるフェスタ」の開催支援を行う。コロナがようやく落ち着きを見せるなか、本年度は会場参加を設けるとともにイベントや展示を設ける傾向があった。物価高騰など食支援ニーズが依然として高い状況や、持続可能性のある食支援活動の仕組みづくりとして他機関連携を呼び掛けたいという声が3地域ともにあり、企業・社福・生協等の支援事例の紹介がプログラムとして設けられた。

開催実績： 香川（9/9）、群馬（10/24）、青森（2/3）

②活動ガイドブック等テキストの普及・配布

『こども食堂あんしん手帖』を改訂。休眠預金・企業からの協賛金を原資に18,000部発行した。

③企業等各種団体の社会貢献活動との連携

・Yahoo 募金ページの運用管理

常設ページを通して広く広報と支援の呼びかけを行う。10月に活動情報を更新し MOWLS の物流支援プロジェクト、王将フードサービスのお子様弁当寄贈マッチング支援の取り組みを発信した。

・株式会社 LOVST によるフォトスタジオ写真撮影マッチングの実施

都内近郊 7 店舗にて 42 組の親子に七五三撮影やセレモニーフォト体験を提供することができた。

・王将フードサービス お子様弁当無料配布

株) 王将フードサービスとの協議により、コロナ禍において学校給食がなくなる長期休暇期間の子どもの栄養状態への貢献を目的に王将フードサービスが実施した「お子様弁当」の無償配布に協力。

対象：「餃子の王将」直営店 526 店舗での受取り可能な団体

全国母子生活支援施設協議会、こども食堂サポートセンター、社会福祉協議会等の中間支援組織と連携し、全国の子ども食堂等居場所運営団体、フードパントリー、母子生活支援施設等へマッチング。また、厚生労働省からの情報周知により児童養護施設、自立援助ホーム他社会的養護施設、里親にも活用していただくことができた。

実施期間	提供食数	参画団体数	協力機関
8月1日～10日/22日～8月31日(20日間)	95,484食	825団体	約100団体・機関
12月26日～1月16日(16日間)※年末年始除く	88,553食	1153団体	
3月27日～4月7日(12日間)	71,115食	1057団体	

・アサヒ飲料および三井住友ファイナンス&リース 寄付型自動販売機との連携

④各種企業からの協賛・支援獲得

【食品・物品の寄贈】ミールズ・オン・ホイールズ ロジシス템の仕組みを活用して、CJ FOODS JAPAN/KOSKO International/Mr.CHEESECAKE/USMEF/アサヒグループ食品/エスエスケイフーズ/キユーピーみらいたまご財団/クレディ・スイス/コストコ ホールセールスジャパン/サン・フレイム/サントリー/ストライプバード/セキシステムサプライ/ニチレイ/めりいな/ロッテ/塩野義製薬/王将フードサービス/沖縄黒砂糖協同組合/国士館大学/神明/日新製糖/明治安田生命保険相互会社 等から寄付食品・物品を受け付け、マッチングを行った。

本年は昨年に比べ冷蔵食品の頻度が上がっており、全国へ分配することで冷蔵・冷凍の適切な管理に向けたブラッシュアップを図った。

【協賛・支援の獲得】ミールズ・オン・ホイールズ ロジシス템の仕組みに対し、キユーピーみらいたまご財団/ニチレイ MIRAI terrace 財団/タカラレーベン東北/モラタメ/乙栄商会/マツダスクリーン/キッコーマン/ジョンソン・エンド・ジョンソン/ナルミヤ・インターナショナル/メディパルホールディングス/ロッテ/三菱食品/日新製糖/コストコホールセールジャパン/高島屋/アサヒ飲料/キリン福祉財団/横浜冷凍 等から協賛いただいた。

そのほか多様なセクターが参加できる学習会を開催し、本プロジェクトに対する理解の醸成と参画を働きかけた。

⑤ロジシス템説明会の開催

企業・行政・活動団体がゆるやかに連携することで、食を通した居場所づくり活動が持続可能な活動となることを目指し、各地域で実行委員会形式を用いて開催した。

【開催地域】全国/青森/東北(宮城)/四国(愛媛)/中国地域(島根)/静岡 計6回

【プログラム概要】全国的な食料支援の取り組み状況の説明／各自治体や民間機関・団体による好事の共有／パネルディスカッション など

⑥物流支援プロジェクト

参画メンバー：株式会社 首都圏ホールディングス、名豊興運株式会社、マツダ流通株式会社、

株式会社北部市場運送、公益財団法人キユーピーみらいたまご財団、株式会社 JSOL、山口県立大学

【プロジェクト概要】各地域でのロジハブ説明会における登壇での協力のほか、日頃の寄贈物資の配達支援、中核ロジ拠点の整備、他地域の物流事業者様をご紹介いただく。ロジハブ推進に向け、食品メーカー・卸・倉庫事業者など、関係団体との情報交換。

会合実績：7/21、8/16、9/6、10/4、11/1、11/29、1/24、2/24、3/22（計9回）

10/4 シンポジウム開催

5. ネットワーク形成

①「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議 の開催

全国域の幅広い子ども支援関連諸団体との情報共有・伝達を担うことを目的に推進会議を開催。

コロナ禍に配慮しオンラインを併用しながら東京で全国エリアの連絡組織が集う場を年4回開催した。

●第16回（5/26）

事例報告 1. 公益財団法人ユニバーサル志縁センター 専務理事 池本 修悟 氏

2. NPO法人 BOND プロジェクト 代表 橋 ジュン 氏

●第17回（8/19）

事例報告 1. 特定非営利活動法人 U.grandma Japan 代表理事 松島陽子 氏

2. 一般社団法人こどもキッチンブルービー 代表理事 松枝清美 氏

●第18回（11/30）

事例報告 1. 内閣府大臣政務官 / 参議院議員 自見 はなこ 氏（自民党、医師（小児科専門医））

2. 女性を元気にする会 代表 ゴージャス理枝 氏

3. クロモンこども食堂 代表 青山 聖子 氏

4. 香川県立三本松高等学校 校長 泉谷 俊郎 氏

●第19回（2/13）

事例報告 1. 特定非営利活動法人 Learning for All 代表理事 李 炯植 氏

2. 一般社団法人つなぐ子ども未来 代表理事 安藤 紗乃 氏

②子どもの居場所づくりのための SDGs 交流セミナーの開催

子どもの居場所づくりに関心がある企業・行政・活動団体が知見を深め、連携する場となることを目的に開催。半期で2回開催。特に寄付・寄贈に関心のある企業や物流支援に関心のある企業に呼びかけ、MOWLS プロジェクトを認知・参画できることを目的とした。下期は行政向けの説明会を2回開催したほか、子ども居場所づくりのための食品寄贈における保管・物流の課題解決に着目し物流支援プ

プロジェクト会議を定期開催。

・第13回（4/7） 参加者：30名

事例報告 1. 株式会社北日本吉野家 エリアマネジャー 山本 広樹 氏

秋田たすけあいネットあゆむ 理事長 保坂 ひろみ 氏

2. 株式会社王将フードサービス 総務部 吉村 優一 氏

3. 公益財団法人キユーピーみらいたまご財団 事務局長 長谷部 敏朗 氏

4. アサヒロジ株式会社 事業統括本部輸送部 納富 健二 氏

・第14回（7/5） 参加者：31名

事例報告 1. 公益財団法人キユーピーみらいたまご財団 事務局長 長谷部 敏朗 氏

2. 特定非営利活動法人 U.grandma Japan 代表理事 松島 陽子 氏

6. 制度政策・活動推進に関する委員会等、講師派遣

①東京都社会福祉協議会「地域福祉推進委員会」（平野）

②広がれボランティアの輪連絡会議構成団体

③新宿区協働支援会議委員（平野）

④「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議構成員・事務局

⑤孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員

⑥講師派遣

・食品企業広報会（5月）講演

・立教大学コミュニティ福祉学部（6月）講義

・休眠預金活用事業こども食堂ラウンドテーブル（6月）登壇

・熊本県子ども食堂等応援事業「第一回講習会」（9月）講演

・九州子どもフォーラム（9月）講演

・フードファクトリー2022セミナー「食品ロス削減とフードバンク等活動の連携」（9月）講演

・こどもスマイリング・プロジェクト 勉強会（10月）講演

・令和4年度支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム（10月）講演

・子ども食堂応援セミナー（10月）講演

・休眠預金活用助成金セミナー・未来につなげよう「助成終了後の『出口戦略』について学ぼう」（11月）講演

・公開セミナー「フードバンク活動等の動向と課題」（11月）講演

・令和4年度支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム（11月）講演

・第4回隣保事業全国研究交流大会（11月）講演

・令和4年度地域福祉リーダー研修会（12月）講演

・こどもと共に生きる講演&シンポジウム（12月）講演

・子ども食堂応援セミナー（12月）講演

・全国フードバンクシンポジウム（2月）話題提供

・休眠預金事業PO研修（2月）事例報告

7. その他

①会員管理

正会員 110、賛助会員 6 (令和 5 年 3 月時点)

②一般社団法人くらしサポート・ウィズ主催のインターンシップ受け入れ

II プロジェクト

1. 休眠預金活用事業 「こども食堂サポート機能設置事業」[2019 年度～2022 年度]

【目的】子どもたちの健やかな育ちを応援するこども食堂等子どもの居場所づくりを行う団体が持続可能な運営をしていくためのサポート機能のモデル化

【実行団体】特定非営利活動法人寺子屋方丈舎／一般社団法人こどもの居場所サポートおおさか
一般社団法人コミュニティシンクタンク北九州／社会福祉法人那覇市社会福祉協議会

【概況】食でつながるフェスタや研修会を各地で開催し、こども食堂等居場同士のつながりづくりや、事業終了後のプラットフォーム形成に寄与することができた。当会が 8 月に実施した食支援調査から得られた回答をもとに、サポートセンターによる介入効果について分析をしたところ、有意差が認められた。つながる食堂団体数や企業連携の実績に加えた本事業の成果として、1/30 シンポジウム「居場所からはじめる地域共生社会実現に向けて—食・学習・包括支援の実践より—」にて実行団体とともに成果を報告した

2. 休眠預金活用事業 「食の物流ネットワーク整備プロジェクト」[2020 年度～2023 年度]

【目的】中間支援・ネットワーク団体とともに、企業や団体からの食品等の寄付物品を受け入れる中核拠点と、細分化して分配する機能を有するハブ拠点を設け、地域の小規模な子どもを中心とした食の居場所等が企業の支援にアクセスできる新しいロジシステムを整備する。加えて企業・行政・NPO 等から成る寄付等地域資源を循環させるプラットフォームの構築を狙いとする。

【事業実施期間】2020 年 11 月～2024 年 3 月

【実行団体】一般財団法人北海道国際交流センター／特定非営利活動法人フードバンク山口／鳥取市地域食堂ネットワーク／特定非営利活動法人 NPO ホットライン信州
認定特定非営利活動法人チャイルドケアセンター（22 年 9 月事業終了）

【概況】物流・保管支援の協力事業者の獲得、行政との連携を推進するため、各地域にてロジハブ説明会を開催。また食でつながるフェスタでは講演会やボランティア表彰・パネル展示、空港といった公共の場を活用するなどポピュレーションアプローチを意識したプログラムを実行委員会形式で展開し、食品の寄贈支援や食支援活動の啓発活動に注力した。5 月東京、9 月長野にて合同研修会を開催し中間地点での事業の振り返りを行う機会となった。3 月に開催した他年度実行団体も交えた研修では、最終年度に向けた重点項目の協議を行っている。

3. 休眠預金活用事業 「多世代が食でつながるコミュニティづくり」【2022年度～2025年度】

【目的】対象者別制度や枠組みに囚われない食に関する居場所の機能及び地域住民のエンパワーメントに着目し、地域に住まう様々な人のごちゃ混ぜ感を前提とした「共助」モデルを創出する。

【課題と方策】現在講じられている様々な施策は、行政のタテ割りや利用対象者別に細分・限定されている現状があるが、食は子どもから高齢者まで全世代に関わる事であり、まちづくり、学習支援、若者、社会的養護や貧困の課題に関わる多様な居場所との融和性ももつと考える。本事業では居場所の伴走・中間支援機能を果たし、行政・企業・社協他まちづくり団体等との協働促進を担うほか、居場所に関わる既存の地域福祉人材（生活支援コーディネーター・地域福祉コーディネーター）が充実するための研修活動を広域的（複数市域）に行うことで、持続可能な居場所づくりのためのプラットフォームを構築する。

【事業実施期間】2022年11月～2026年3月

【総事業費】211,085,000円

【実行団体】NPO法人いるか、一社）コミュニティシンクタンク北九州、一社）ひとり親家庭福祉会ながさき、NPO法人U.grandma Japan、一社）いなかパイプ、NPO法人ワーカーズコレクティブういす、社福）青森県社会福祉協議会

【概況】12月から公募を開始。採択団体を対象に23年2月27日～3月1日にかけて研修会を開催。休眠預金事業の事業設計・社会的インパクト評価、過年度採択事業の実行団体からのノウハウ共有、住民参加型の地域づくりのため移動支援サービスに関する講義、本事業のロジックモデルの共同作成ワークショップを実施した。事業開始に向けた協議や関係機関への事業説明に同行している。

4. 厚労省 老人保健健康増進等事業「生活支援コーディネーターによる住民主体の「食」関連生活支援サービスの開発支援方策と持続可能な事業実施・展開に関する調査研究」

【申請事業概要】本事業では、住民主体による多様な「食」関連の活動を調査し、地域の生活支援サービス創出の支援や関係者の調整を行うことが求められる生活支援コーディネーターに対し、住民主体の「食」関連生活支援サービスの立上げから発展への支援方策と活動を持続可能にするための支援方策を示す。

【事業実施期間】2022年4月～2023年3月

【総事業費】14,004,000円

【概況】研究委員会を5回、作業部会を6回実施。11事例（福島県、千葉県、神奈川県、石川県、大阪府、香川県、高知県、鹿児島県）へのヒアリング調査を実施。生活支援コーディネーターを主な対象とした研修会「食のちからで地域を豊かに事例から考える『食』のアクションプラン」を3回（香川県、石川県、全国）開催。

【成果】成果物：

- ①ガイドブック『食のちからで地域豊かに食支援活動ガイドブック（仮）』（1000部程度印刷・配布予定）
- ②報告書『生活支援コーディネーターによる住民主体の「食」関連生活支援サービスの開発支援方策と持続可能な事業実施・展開に関する調査研究 報告書』（50部程度印刷・配布予定）

5. 「食支援活動調査」の実施

昨年から続くコロナ禍において、各地の食支援活動が、活動方法の見直しなどのさまざまな影響を受けていること。地域によって、活動団体が活用している社会資源や中間支援団体との関わりに異なることがみられることから、中間支援活動との関わりについて現状・ニーズを把握するために実施

【目的】食支援活動をめぐる中間支援の現状と課題を把握し、団体支援に生かす中間支援のあり方を検討するための資料とすること。

【実施主体】一般社団法人全国食支援活動協力会／清水洋行研究室(千葉大学人文科学研究院)

【調査名】2022年度「食支援活動をめぐる中間支援の現状と課題に関する調査」

【調査対象】2022年7月時点で実施中、または休止中の以下の活動

＜配食サービス、会食会、地域食堂・多世代食堂、コミュニティカフェ、こども食堂、フードパントリー＞

【調査方法】WEB調査と調査票郵送での調査の併用

【実施期間】2022年8月1日～8月31日

【回答数】合計758団体

【結果の公表について】1/30シンポジウム「居場所からはじめる地域共生社会実現に向けて—食・学習・包括支援の実践より—」他にて結果を発表した。

6. 令和3年度補正予算による生活困窮者等支援民間団体活動助成事業(WAM助成事業)「食を通じた支援のつなぎ方のみえる化事業」

【事業概要】食を通じた主に子育て世帯を中心とする生活困窮・孤立支援を行う団体の活動継続を目的に、申請団体が4中間支援団体と連携して活動相談窓口の整備、広域連携、活動団体へ必要となる食品供給をする。具体的には、4県に相談窓口を設置し、相談内容に応じて適切な福祉・行政機関へつなぐほか、定期的な食品供給を行う。また、中間支援団体同士の支援機能強化のための合同研修、コミュニケーションツールを活用した相談ノウハウの共有化を通して、支援ケースを類型化し食支援団体が気になる子どもの支援を行う際の事例をまとめる。最終的な成果を活動報告会やホームページから中間支援モデルとして全国への普及を図る。

【連携団体】一般社団法人こどもの居場所サポートおおさか(大阪)、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会(那覇)、NPO法人いるか(福岡)、一般社団法人子ども村ホッとステーション(東京都荒川区)
連携団体の役割：各地域を中心とする食を通じた個別支援を行う団体への相談窓口・食品提供、研修の開催

【事業実施期間】2022年4月～2023年3月

【総事業費】20,439,627円

7. 令和4年度厚生労働省補助事業「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」の実施

【目的】主に子育て世帯を中心とする生活困窮者に対して食を通じた支援を行う団体に対し食品購入

（生活必需品・学用品を含む）と活動実施のための助成と食品等の提供を実施することで、その活動の継続支援を行うことを目的とする。

【実施期間】 (1)2022年7月～2022年9月

(2)2022年11月～2023年1月

(3)2023年2月～2023年3月

【実施内容】

① 助成事業

新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を行う団体に対し、事業実施経費を助成する。

(1)1団体あたりの助成額上限 250万円。96団体に計 117,489,000円を助成。

(2)1団体あたりの助成額上限 50万円。73団体に計 17,532,000円を助成。

※7月～8月実施時の追加募集のため、追加申請金額は上限 50万円とし、前事業と合わせて 250万円の上限とした。

(3)1団体あたりの助成額上限 30万円。85団体に計 23,067,000円を助成。

② 活動支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を行う団体に対し、活動に使用する食品を提供。株高島屋に本事業用の食品購入サイトを用意いただき、申込団体が付与された金額内の食品をサイト上で購入する方法で実施。

(1)106団体に67,737,200円分の食品を提供。

(2)実施なし

(3)130団体に15,972,500円分の食品を提供。

【総事業費（①+②）】合計額：299,555,000円

(1)7月実施事業 238,067,000円

(2)11月実施事業 11,875,000円

(3)2月実施事業 49,613,000円

8. 令和4年度厚生労働省補助事業「見守り体制強化促進のための広報啓発事業」の実施

【目的】地域の「食」に関連する活動を通じた要支援児童等に対する見守り体制の構築に寄与することを目的とし、こども食堂等、子どもに対する食や居場所、学習機会等を提供する活動団体のうち、先進的に見守り・個別支援に取り組んでいる好事例を調査・集約するとともに、子ども食堂等の活動団体や中間支援団体等に対し、学習会等の開催を行いその好事例を伝播する。

【調査対象】①食を通じて見守り・個別支援の取り組み、②先駆的に子どもの居場所づくり団体を支援している中間支援機能・後方支援を行う下記団体（法人格省略）
こどもキッチンブルービー（熊本）/クロモン子ども食堂（東京・品川）/あんだんて（福島）/女性を元

気になる会（沖縄）/豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク（東京・豊島）/子どもの居場所サポートおおさか（大阪）/つなぐ子ども未来（愛知）/U.grandmaJapan（愛媛）

【学習会】2022年12月14日

「『食』を通じた地域の見守り～気づいて・つないで・まもるセーフティネットの構築～」

会場とオンラインのハイブリット開催 会場23名/オンライン95名

【目的】各地で取り組まれている食を通じた見守りの実践から、「聴く×気づく×つなぐ」による寄り添い支援、活動団体を支える関係機関・団体による協働の仕組みづくりを学ぶ。

〈先駆事例の報告〉

「見守り体制を強化するための取り組み・地域で作るネットワークづくりの課題について」

（認定NPO法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク 理事長 栗林知絵子 氏）

〈実践報告〉

①「傾聴」についてアセスメントや初回相談における工夫

企業からの寄贈食品の活用や市社協・行政との連携について

（女性を元気にする会 代表 ゴージャス理枝 氏）

②見守り活動等の個別支援を行う団体に対する相談支援の実践と課題について

（（一社）子どもの居場所サポートおおさか 吉村敏幸 氏）

〈パネルディスカッション〉

「第二部」パネルディスカッション

ファシリテーター（（公社）ユニバーサル志縁センター 専務理事 池本修吾 氏）

「食を通じた支援が持つ可能性」実践報告で発表した団体と、委員による討論

【総事業費】2,553,136円

9. 農林水産省「食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金」

【目的】ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの全国的な普及・深化を図ることを目的として、新規拠点の参画に向けた説明会や既存拠点の運営における安全性の向上、食支援活動に賛同する企業の開拓、寄付情報システムの機能拡充・使用性向上を行う。

【実施期間】2022年12月～2023年3月

【実施内容】

①「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」プロジェクト本部

本事業全体の実施、コーディネートおよびロジハブ説明会の開催事務運営

②ロジハブ説明会の開催

実施地域：1/17 四国（愛媛）、2/20 東北（宮城）、3/13 静岡、3/20 青森

③「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」広報資料作成

プロジェクト周知のための広報資料（チラシ、マグネットステッカー、ファイル、のぼり、参加者用名刺）を作成

④ロジシステム（WEB）の機能追加・改修

稼働中のWEBシステムについてユーザビリティを改善させるために一部機能の追加・改修

⑤ロジシスム（WEB）の利用促進資料作成

利用促進を図るため利用マニュアル動画版を新規作成

【総事業費】7,168,330円

10. 令和4年度理事会開催状況

2月17日(金) みなし決議

議案 第1号議案 休眠預金活用事業「多世代が食でつながるコミュニティづくり」
実行団体採択について

3月26日(日)

出席者 理事7名 監事1名

議案 第1号議案 休眠預金活用事業「多世代が食でつながるコミュニティづくり」
実行団体採択について

第2号議案 第4次補正予算について

第3号議案 2023年度(令和5)事業計画・当初予算について

第4号議案 定時社員総会招集について

6月10日(金)

出席者 理事8名 監事1名

議案 第1号議案 令和3年度事業報告ならびに収支決算について

第2号議案 令和4年度補正予算について

第3号議案 定時社員総会について

9月24日(土)

出席者 理事7名 監事1名

議案 第1号議案 令和4年度・第3次補正予算について

報告事項 2023（令和5）年度活動の状況について

概況

1. ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムを活用した食支援プラットフォーム形成

こども食堂、地域食堂、老人給食、食生活改善グループなど広義による「食のある居場所づくり活動」を支援する協議体形成を目指したプラットフォームを推進するためには、地域外からのリソース（運営ノウハウ・企業からの食料支援など）の活用と、自治体の枠を超えた横断的なネットワーク機能が必要だと考え、持続可能なモデルづくりを目指す地域の事例収集・伴走支援に取り組んだ。行政や社協が苦手とすることを自治体ごとに整備するよりは、広域的に、かつ専門領域で活動する団体より必要な支援（リソース）を収集することの意義について協議体の形成支援、事例分析、研修会での報告等を通じて可視化できるようになった。

2. ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムを通じた企業連携の加速

ロジハブをプラットフォームにインフラ整備に対する助成や寄贈食品・物資の提供、物流・倉庫支援、広報支援など多様な連携が生まれている。農林水産省や消費者庁、こども家庭庁等複数の省庁と定期的な情報交換を行う中、社会的な信任が少しずつ前進し、倉庫協会やトラック協会などの広域的な窓口へもアクセスすることができた。一方、寄贈に関してはWEBシステムの浸透、各企業とスキーム化を試みているが、寄贈調整やWEBシステムの管理運用など中間支援機能にかかる費用面での支援は一定程度にとどまっている。さらに2024年問題で今後さらに物流企業からの支援のハードルがあがることが想定される。食品製造企業等に対しては、食ロスを削減すると共に社会に食品を還元するためにも食品を全国に効率的に配分するためにロジハブ拠点までのデリバリーコストなどの運営経費負担・中核ロジハブの整備に対する支援について、関係省庁にも要望しながら働きかけを行う必要性がある。

3. 食を通じたアウトリーチ活動の継続+利用者へのエンパワーメントの必要性

昨年度に続き見守り体制強化のための広報促進事業やひとり親家庭等子どもの食事等支援事業を通じて、全国において困窮する子育て家庭等への食支援団体への支援や先行事例の調査を行った。コロナが5類に移行してもなお、物価高騰等により会食型の居場所を再開させる一方で食支援活動を継続している。また、食支援だけではない相談支援や生活支援の取組みを基礎自治体と連携して行っている状況がうかがえる。今後、持続可能な支援にするためには対象者自身が課題を乗り越える力に着目した支援も必要になると考え、支援力を強化するためのノウハウや子ども自身が状況を把握すると共に解決の糸口をつかむための情報をガイドブックにまとめて発行することができた。

I 法人本部

1. 広報普及活動

- ①定期刊行物「いただきます」(16号・17号)を会員および関係者に郵送
- ②正会員向け(登録127会員)およびこども食堂メール会員(1183会員)へメールニュースの発信(vol.63～vol.83)。
- ③各種寄付ページの更新、内容充実(Yahoo!ネット募金・ぽちっと基金・つながる募金、遺贈寄付Readyforとの連携等)
- ④メディア掲載「生涯学習やまがた」(2023年第28号)、「月刊福祉」(2023年8月号)、「読売新聞大阪版」(2023年4月5日)、「物流ウイークリー」(2023年10月)、「物流ニッポン」(2023年9月)、「物流ニッポン」(2024年3月)に記事掲載。

2. 研修活動

- ①食でつながるフェスタ全国集会 in 東京 2023

開催日：2023年8月10日(祝) 10:00-16:00

会場：東京ボランティア・市民活動センター オンラインとのハイブリッド開催

参加者：約150名(会場85名、オンライン65名)

内 容：

<基調報告>「食」の力と居場所づくりについて 講師 サヘル・ローズ氏

<対話>食でつながる地域づくり サヘル・ローズ氏 × 全国食支援協 専務理事 平野覚治

<分科会>

・食と高齢者、多世代食堂について NPO法人アテラーノ旭 遠藤 穩氏

・食と見守り活動、ネットワークづくりについて 女性を元気にする会 ゴージャス理枝氏

・広域的な食支援構築 千葉大学人文科学研究院 清水 洋行氏

- ②第12回 地域の居場所づくりサミット(主催キューピーみらいたまご財団に共催協力)

開催日：6月17日(土) 10:00-12:20

会場：キューピー株式会社 本社ホール ※オンライン開催

参加者：約140名

内 容：食育や食の居場所づくりに関する講義、事例報告

- ③「支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム」(全社協主催事業に共催協力)

開催日：10月20日(金) 会場：オンライン開催 参加者：約124名

内容：基調提起「分野を超えたネットワークづくり」(専務理事・平野登壇)

第1セッション、第2セッション登壇者の紹介

- ④第13回 地域の居場所づくりサミット(主催キューピーみらいたまご財団に共催協力)

開催日：11月3日(金・祝) 10:00-12:20

会場：キューピー株式会社 本社ホール ※オンライン開催

参加者：約 140 名

内 容：食育や食の居場所づくりに関する講義、事例報告

⑤食事サービスを考えるつどい（東京食事サービス連絡会と共催）

開催日及び会場：1月 11 日（木）14:00～16:00 オンライン開催

講演：フレイル予防について 講師 東京都健康長寿医療センター 秦俊貴氏

事例：食事サービス団体と地域包括支援センター・生活支援コーディネーターとの連携事例

東京都稲城市（支え合う会みのり×SC）／東京都大田区（こぶしの会×包括）／

東京都豊島区（豊芯会×ケアマネ事業所）

3. 活動審査・評価等

①みずほ教育福祉財団 電気自動車寄贈団体の推薦 会員に要項配布、2 団体を推薦。

②キユーピーみらいたまご財団助成プログラム B「食を通した居場所づくり支援」助成事務局

2024 年度分 B-1「居場所づくり支援」応募 50 件 27 団体選出

B-2「スタートアップ助成」応募 52 件 37 団体選出

B-3「冷凍冷蔵庫助成」応募 17 件 16 团体選出

B-4「食支援助成」応募 65 件 49 団体選出

③毎日新聞東京社会事業団「こども食堂運営継続応援プロジェクト」助成事務局

応募 86 団体のうち 48 団体を選出

④24 時間テレビ助成事務局

実施内容：ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムを通じて、こども食堂を通じた食支援や体験機会の提供を実施している団体に対する、活動を続けるうえで必要となる備品の支援。

対象：現在ロジハブ拠点を担っている団体に加え、今後ロジハブ拠点として新規立上げを予定している団体

支援団体数：39 団体

⑤ニチレイ MIRAI terrace 財団 「食を通した居場所づくり応援プロジェクト」助成事務局

実施内容：子どもから高齢者まで、食を通した居場所づくりに取り組まれる団体の継続的な発展を願い、安定的な活動に要する経費の一部助成を目的に実施。

対象：食を通した居場所づくりに取り組まれている団体（活動団体と記載）および食を通した居場所を支援する中間支援団体（中間支援団体）

活動団体：114 団体のうち 27 团体を選出、中間支援団体：15 団体のうち 3 团体を選出

4. 食環境の整備・ロジシステム推進活動

① 食でつながるフェスタ開催・研修等を通じたネットワーク形成支援

シンポジウムへの講師派遣等の他、2017 年より実施している研修会「食でつながるフェスタ」の開催支援を行った。休眠預金事業で連携している 10 地域（青森・北海道・千葉・長野・鳥取・山口・愛媛・

福岡・長崎・宮崎)にて計12回食フェスタを開催し、北海道では活動の認知向上に向けタレントによる基調講演が行われた。長野ではメディアとのタイアップ、山口では市長の参加がある等、社会的認知への働きかけを積極的に実施している地域もあった。いずれの地域でも開催にあたり実行委員会を編成、継続してご相談できる関係性が構築された。

② 企業等各種団体の社会貢献活動との連携

- ・Yahoo 募金／ぽちっと募金ページの運用管理

- ・株式会社 LOVST によるフォトスタジオ写真撮影マッチングの実施

都内近郊5店舗にて30組の親子に七五三撮影やセレモニーフォト体験を提供することができた。

- ・王将フードサービス お子様弁当無料配布

株)王将フードサービスとの協議により、コロナ禍において学校給食がなくなる長期休暇期間の子どもの栄養状態への貢献を目的に王将フードサービスが実施した「お子様弁当」の無償配布に協力。

対象:「餃子の王将」直営店526店舗での受取り可能な団体

全国母子生活支援施設協議会、こども食堂サポートセンター、社会福祉協議会等の中間支援組織と連携し、全国の子ども食堂等居場所運営団体、フードパントリー、母子生活支援施設等へマッチング。また、こども家庭庁からの情報周知により児童養護施設、自立援助ホーム他社会的養護施設、里親にも活用していただくことができた。

実施期間	提供食数	参画団体数	協力機関
8月2日～10日/21日～8月31日(20日間)	101,620食	1374団体	
12月26日～1月14日(13日間)※年末年始除く	81,160食	1188団体	約100団体・機関
3月26日～4月6日(12日間)	74,065食	1019団体	

- ・アサヒ飲料および三井住友ファイナンス＆リース

子どもの居場所づくり活動に関心のある方や「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」に賛同いただける企業・行政・団体等に設置頂いた本自販機の収益およびリース料の一部を寄付いただいた。

③ 各種企業からの物品寄贈支援・協賛支援獲得

【食品・物品の寄贈】ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの仕組みを活用して、23年度は525トンの食品寄贈を全国のロジハブを通じて分配することができた。定期的な寄贈(22社・団体)が増えている傾向にあり、マッチングの効率化に向けたスキームづくりに企業とともに取り組む等、調整のノウハウ蓄積を図った。

▼寄贈支援企業・団体

公益財団法人キユーピーみらいたまご財団／ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社／サントリー株式会社／株式会社ロッテ／株式会社神明／コストコホールセールジャパン株式会社／アサヒグループ食品株式会社／株式会社王将フードサービス／日新製糖株式会社／セキシステムサプライ株式会社／株式会社ナルミヤ・インターナショナル／塩野義製薬株式会社／株式会社 shoichi／株式会社なだ万／株式会社巧芸社／株式会社 LIFULL／今中株式会／株式会社こじま／株式会社 TWPLAN／能美防災株式会社／株式会社ニッスイ 等

【資金による協賛】ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステムの仕組みに対し、

三井住友ファイナンス&リース株式会社／大日本印刷株式会社／能美防災株式会社／アサヒ飲料寄付型自動販売機（塩野義製薬）／24時間テレビチャリティー委員会／一般財団法人ニチレイ MIRAI terrace 財団／江崎グリコ バイグリコ活動／株式会社ナルミヤ・インターナショナル 等から協賛いただいた。

日本ヴァリュアーズ株式会社からは、食料費を指定された相談が寄せられたので、報徳食品センター（小田原）とあらかわ子ども食堂ネットワーク（荒川区）に寄付をつなぐことができた。そのほか多様なセクターが参加できる学習会を開催し、本プロジェクトに対する理解の醸成と参画を働きかけた。また三菱食品株式会社からは、見守りクオカード作成費に対する寄付をいただいた。

④ ロジシステム説明会の開催

企業・行政・活動団体がゆるやかに連携することで、食を通した居場所づくり活動が持続可能な活動となることを目指し、対象者別の説明会を開催した。

【日時】8月10日（木）14時～16時30分

行政向けロジハブ説明会「行政・自治体×食糧支援の仕組みづくりの意義について～ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム学習会～」

【参加者】約70名（約40自治体の担当課が参加）

【プログラム概要】概要説明／活用事例／ディスカッション／分科会

⑤ 物流支援プロジェクト検討委員会の開催

【参画メンバー】株式会社首都圏ホールディングス／マツダ流通株式会社／名豊興運株式会社／アサヒロジ株式会社／公益財団法人キユーピーみらいたまご財団／山口県立大学／株式会社 JSOL／幸楽輸送株式会社／株式会社キユースー流通システム／三菱商事ロジスティクス株式会社／長崎ロジスティクス株式会社 他

【プロジェクト概要】各地域で開催されるロジハブ説明会でのご登壇協力のほか、寄贈物資の配送支援、中核ロジ拠点の整備・助言、他地域の物流事業者様のご紹介を賜った。ロジハブ推進に向け、食品メーカー・卸・倉庫事業者など、関係団体との情報交換を行った。

会合実績：5/11、6/7、7/11、8/9、2/15（計5回）

シンポジウム：9/5 「配送・保管支援を通じた社会貢献をはじめませんか

～第2回 MOWLS 物流支援プロジェクト～」

参加者：約 90 名（企業 16、行政 19、団体 37、他）

⑥ ロジシステム（WEB）の保守・開発

企業に対し WEB システムの登録案内を本格的に開始したほか、ユーザビリティの向上を目的に数量変更機能や回答状況把握機能の搭載、物流・保管支援マップを作成した。あたらしく岩手・静岡・佐賀・宮崎・高知が WEB システムに登録する等、利用が広がっている。

5. ネットワーク形成

① 「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議 の開催

全国域の幅広い子ども支援関連諸団体との情報共有・伝達を担うことを目的に推進会議を開催。

コロナ禍に配慮しオンラインを併用しながら東京で全国エリアの連絡組織が集う場を年 4 回開催した。

●第 20 回 (5/15)

事例報告 1. 特定非営利活動法人 地域支援の会さわやか四万十／あったかふれあいセンター「十和」

代表 中平 由起子 氏

2. 一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさき 事務局長 山本 優子 氏

●第 21 回 (7/5)

事例報告 1. NPO 法人つづら 倉田 恭子 氏

2. 特定非営利活動法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク 理事長 栗林知絵子 氏

●第 22 回 (10/17)

事例報告 1. 消費者庁 消費安全局 食育担当 堂脇 様

2. 北九州市食生活改善推進員協議会 会長 小畠由紀子 様

●第 23 回 (3/18)

事例報告 1. 社会福祉法人八尾隣保館 久保田 佳宏 氏

2. Table for two Debra Samuels 氏

② 企業向け学習会（子どもの居場所づくりのための SDGs 交流セミナー）の開催

日時：2023 年 11 月 30 日 13~15 時

開催方法：完全オンライン

参加者：39 名（内、企業 16 社）

内容：概要説明／企業による支援の事例／ご挨拶／分科会

（事例報告：鳥取市河原人権福祉センター 所長 大門 康裕 様／公益財団法人キユーピーみらいたまご財団 事務局 堀池 俊介 様／一般財団法人ニチレイ MIRAlterrace 財団 事務局 上野 恭明 様／農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室課長補佐 浅浦 真二 様）

日時：2024年2月2日 14～16時

開催方法：飯田橋レインボービル20会議室もしくはオンライン

参加者：29名（内、企業20社）

内容：概要説明／企業による支援の事例／コメント／質疑応答・ディスカッション

（事例報告：株式会社ニッスイ サステナビリティ推進部 サステナビリティ推進課 森田 亜紗美 様／株式会社ロッテ サステナビリティ推進部 企画課 飯田 智晴 様／農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室課長補佐 浅浦 真二 様）

6. 制度政策・活動推進に関する委員会等

- ① 東京都社会福祉協議会「地域福祉推進委員会」（平野）
- ② 広がれボランティアの輪連絡会議構成団体
- ③ 新宿区協働支援会議委員（平野）
- ④ 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員
- ⑤ 「広がれ、こども食堂の輪！」推進会議構成員・事務局
- ⑥ 食品ロス削減の推進に関するワーキンググループ（平野）
- ⑦ 地域活性化伝道師（平野）
- ⑧ 講師派遣
 - ・支え合いをひろげる住民主体の生活支援フォーラム（10月）講演
 - ・東村山市「子ども食堂立ち上げ支援講座」（11月）講演
 - ・休眠預金POギャザリング（12月）登壇
 - ・子どもの居場所づくりセミナー（12月）講演
 - ・隣保事業全国研究交流大会（1月）講演
 - ・日独食育セミナー（1月）講演

7. その他

- ① 会員管理
 - 正会員 128、賛助会員 4（令和6年3月末）
 - ② 一般社団法人くらしサポート・ウィズ主催のインターンシップ受け入れ

II プロジェクト

1. 休眠預金活用事業 「食の物流ネットワーク整備プロジェクト」〔2020年度～2023年度〕

【目的】中間支援・ネットワーク団体とともに、企業や団体からの食品等の寄付物品を受け入れる中核拠点と、細分化して分配する機能を有するハブ拠点を設け、地域の小規模な子どもを中心とした食の居場所等が企業の支援にアクセスできる新しいロジシステムを整備する。加えて企業・行政・NPO等から成る寄付等地域資源を循環させるプラットフォームの構築を狙いとする。

【事業実施期間】2020年11月～2024年3月

【総事業費】139,771,800円（うち実行団体助成82,150,000円）

【実行団体】一般財団法人北海道国際交流センター／特定非営利活動法人フードバンク山口／鳥取市地域食堂ネットワーク／特定非営利活動法人NPOホットライン信州

【達成状況】各地域にてロジハブ説明会を共催するほか、ポピュレーションアプローチを意識した講演会やボランティア表彰・パネル展示などを通じて課題を知ってもらう機会づくりに努めた。メディアの活用や市長・県知事への支援要望といった活動にも取り組んだ。結果、物流・保管支援の協力事業者の獲得、行政との連携推進の一端を担うことができた。本事業の課題が解決に至ったわけではないが、事業終了後も各地域において継続的に協議ができるネットワークづくりに寄与することができた。

2. 休眠預金活用事業 「多世代が食でつながるコミュニティづくり」〔2022年度～2025年度〕

【目的】対象者別制度や枠組みに囚われない食に関する居場所の機能及び地域住民のエンパワーメントに着目し、地域に住まう様々な人のごちゃ混ぜ感を前提とした「共助」モデルを創出する。

【事業実施期間】2022年11月～2026年3月

【総事業費】211,085,000円

【実行団体】NPO法人いるか、一社) コミュニティシンクタンク北九州、一社) ひとり親家庭福祉会ながさき、NPO法人U.grandma Japan、一社) いなかパイプ、NPO法人ワーカーズコレクティブういづ、社福) 青森県社会福祉協議会、一社) LALASOCIAL

【概況】事前評価として実行団体の活動エリアにおいて、2023年度「食」をともなう居場所づくりの支援にかんする調査を実施。行政・社協、食を通じた居場所づくりに取り組む活動団体へ回答を依頼した。アンケート結果を元に、各地の行政やプラットフォームに参画いただくキーマンに向けて指標の共有会を実施した。各実行団体で関係者からなる会合が組成され、課題に基づくフェスタやロジハブ説明会の企画が始まっている。また、実行団体間同士で情報交換、催事での事例紹介といった協働が生まれている。（中四国地方、九州地方など）なお、一社) LALASOCIALにおいては、事業実行体制がないことがわかり JANPIA も交えた協議の結果、本年度中で助成を終了した。

3. 厚労省 令和5年度老人保健健康増進等事業「『食』を通じた高齢者の居場所づくり活動への支援プラットフォームの形成に関するモデル事業」

【事業概要】「食」を通じた高齢者の居場所づくりに取り組む活動は、担い手の高齢化や資金不足の課題をもつ団体が多い。これらの活動が継続できるよう、第1層/第2層協議体が食材や活動資金、人材等のリソースを地域の活動に提供できるようになる必要がある。そこで、既存の第1層協議体を設置している自治体をモデル地域とし、モデル地域の協議体に対するネットワーク形成支援をしながら、その協議体がネットワークを広げていくプロセス等を調査する。また最終的にモデル事例の報告として、協議体関係者/生活支援コーディネーター/市区町村担当者等を対象とした成果発表会を開催する。

【事業実施期間】2023年4月～2024年3月

【総事業費】13,059,000円

【概況】研究委員会を6回、作業部会を6回実施。3事例（鳥取県鳥取市、福岡県北九州市、青森県五所川原市）へのヒアリング調査を実施。生活支援コーディネーター、自治体、社協、NPO、地域福祉コーディネーター等、生活支援体制整備事業の関係者を主な対象とした研修会「食でつながるプラットフォームづくり研修会」を3回（鳥取県鳥取市、福岡県北九州市、青森県五所川原市）開催。成果報告会として「食でつながるプラットフォームづくり全国研修会」を開催。

【成果】成果物：

- ① 「『食』でつながる支援プラットフォーム形成ガイドブック（仮）」（2000部程度印刷・配布）

4. 「2023年度「食」をともなう居場所づくりの支援にかんする調査」の実施

食のある居場所づくり支援のスキーム構築にあたり、現状と課題を把握する調査を行った。

調査対象：

- ① 対支援機関：

自治体の居場所づくり支援に関連する部局※、地域包括支援センター、社会福祉協議会他

※市民自治、協働推進、NPO促進、地域福祉関係、介護保険関係、

子育て支援・子ども関係学校教育・社会教育・生涯学習関係、環境関係（消費リサイクル含む）、

地域振興・まちづくり等の部局

- ② 対活動団体：

食を通じた居場所づくりに取り組む活動団体

調査方法：オンライン調査

実施時期：2023年8月4日～10月15日

実施地域：

青森県、千葉県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県、福岡県、宮崎県、長崎県、一部近隣地域

有効回答数：①行政・社協等（261か所）から268活動、②活動団体から313活動

実施主体：

一般社団法人 全国食支援活動協力会

調査協力：清水洋行研究室（千葉大学人文科学研究院）

原田晃樹研究室（立教大学コミュニティ福祉学部）

5. 令和5年度こども家庭庁「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」の実施

【目的】主に子育て世帯を中心とする生活困窮者に対して食を通じた支援を行う団体に対し食品購入（生活必需品・学用品を含む）と活動実施のための助成と食品等の提供を実施することで、その活動の継続支援を行うことを目的とする。

【実施期間】2023年度7月～2024年1月末、2024年2月～3月末

【総事業費】232,990,000円（2023年度7月～2024年1月末）、

40,884,000円（2024年2月～3月末）

【実施内容】

①助成事業

困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子ども等 を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を行う団体に対し、事業実施経費を助成する。

②活動支援事業

困窮するひとり親家庭を始めとした、要支援世帯の子ども等 を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等の活動を行う団体に対し、活動に使用する食品を提供。（株）高島屋に本事業用の食品購入サイトを用意いただき、申込団体が付与された金額内の食品をサイト上で購入する方法で実施。

6. 令和5年度こども家庭庁「見守り体制強化促進のための広報啓発事業」の実施

【目的】地域の「食」に関連する活動を通じた要支援児童等に対する見守り体制の構築に寄与することを目的とし、子ども食堂等、子どもに対する食や居場所、学習機会等を提供する活動団体のうち、先進的に見守り・個別支援に取り組んでいる好事例を調査・集約するとともに、子ども食堂等の活動団体や中間支援団体等に対し、学習会等の開催を行いその好事例を伝播する。

【調査対象】①食を通じて見守り・個別支援の取り組み、②先駆的に子どもの居場所づくり団体を支援している中間支援機能・後方支援を行う下記団体（法人格省略）③企業との連携事例
こどもキッチンブルービー（熊本）/クロモン子ども食堂（東京・品川）/あんだんて（福島）/女性を元気にする会（沖縄）/豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク（東京・豊島）/子どもの居場所サポートおおさか（大阪）/つなぐ子ども未来（愛知）/U.grandmaJapan（愛媛）/母子生活支援施設ベタニヤホーム（東京）/ふれあい食堂（鳥取）

【学習会】2023年1月17日 13:30～16:00

「『食』を通じた地域の見守り～気づいて・つないで・まもるセーフティネットの構築～」Part.2
会場とオンラインのハイブリット開催 会場18名/オンライン112名

【目的】「聴く×気づく×つなぐ」による寄り添い型支援における食の役割、子どもとスタッフが信頼関係を築き安心・安全に活動できる居場所づくりについて学ぶ。

〈講演〉

「マタニティから母子がSOSを言える関係性を地域で作るには」

母子生活支援施設 ボ・ドーム大念佛（ボ・ドーム ダイヤモンドルーム）室長 廣瀬みどり 氏

〈事例報告〉

「福祉施設が取り組む食を通じた在宅へのアウトリー」

母子生活支援施設ベタニヤホーム 施設長 伊丹桂 氏)

〈報告〉

「食支援×見守りに関する全国的な動向」

一般社団法人全国食支援活動協力会 専務理事 平野覚治

〈パネルディスカッション〉

『第二部』 パネルディスカッション

コメンテーター ((一社) ともしび at だんだん 代表 近藤博子 氏)

ファシリテーター ((公社) ユニバーサル志縁センター 専務理事 池本修吾 氏)

「食を通じた在宅へのアウトリーチと、食のある居場所を支援するために」実践報告で発表した団体と、委員による討論

【総事業費】2,552,000円

7. 篠原欣子記念財団 こども食堂応援プログラム

【目的】子どもの安心・安全な居場所づくりのために、子ども達自身が困った際にすぐにSOSを出せるよう、表面に緊急連絡先を記したクオカードを配布。同時に「今日食べるものがない。」という状態の子がコンビニエンスストアに駆け込んで食べられるようにできるようにする。

【実施内容】困ったときの相談先」HPのQRコードを記載したQUAカードを250枚制作。子どもの居場所に置いておき、何か困った時に子どもにお渡しできるよう全国23団体へ配布した。

【総事業費】575,000円

8. 農林水産省「フードバンク活動支援：フードバンク活動団体の先駆的取組支援」

【目的】各地域のネットワークによる全国への食糧支援の取組「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」の全国的な普及・深化を図ることを目的として、新規拠点の参画・賛同企業の開拓に向けた寄付情報システムの機能拡充・使用性向上、活動の周知に向けた広報活動に取組む。

【実施期間】2023年8月～2024年2月

【実施内容】

① 「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」広報資料作成
プロジェクト周知のための広報資料（チラシ等宣伝材料）を作成した

② ロジシステム（WEB）の機能追加・改修
ロジハブシステムにおいて調整・分配を担っているWEBシステム（稼働中）についてユーザビリティを改善させるために一部機能の追加・改修を行った

③ 地域ネットワーク形成のための打ち合わせ
ロジハブシステム導入について相談があった地域に対し、対面／オンラインにて打合わせを行った。

【総事業費】3,710,181円

9. 休眠預金活用事業 「相談支援機能付き食支援体制整備事業」〔2023年度～2024年度〕

【事業概要】見守り・個別支援活動に取り組む食支援活動団体へ伴走支援をしながら相談支援・物資支援を行う中間支援団体に対して、コーディネートにかかる費用及び支援食品・物資の購入費用を助成する。生活課題が深刻化した地域の子ども、子育て世帯へこども食堂等居場所と連携しながら食支援を通じたニーズ把握、アウトリーチ活動を行うための取組を支援する。

【事業実施期間】2023年11月～2025年3月

【実行団体】NPO法人ユナイテッドかながわ、(社福)琴平町社会福祉協議会、NPO法人子どもたちの未来を応援するオアシス丸亀、NPO法人フードバンクセカンドハーベスト沖縄、一般社団法人つながり探研究所、社会福祉法人大幸会、(社福)那覇市社会福祉協議会

【概況】公募（追加公募含む）を実施し7団体を採択。2月8日-9日2日間にかけて内定団体への事前オリエンテーションを行い、子ども村ホッとステーション・荒川区社会福祉協議会のご協力のもとロジハブ・居場所の現地視察、見守りのある食支援にかんする地域連携について講義をいただいた。

【総事業費】160,519,000円

うち実行団体へ助成：126,000,000円

10. MOWSA（ミールズ・オン・ウィールズ・サウス・オーストラリア）交流プロジェクト

南オーストラリアのアデレードにあるMOWSA、サウスオーストラリア・ミールズオンホイールズ協会の法人本部と活動拠点に訪問し、互いの食支援活動の情報交換及びMOWSAメンバー・活動ボランティアとの交流を図った。他、「FoodbankSA」（豪最大規模のフードバンク）、「Oz Harvest」（ケータリングのフードバンク）へ訪問、情報交換を行った。そして、日豪の食支援活動の交流を促進するために、次年度日本にて日豪シンポを開催することについて協議を行った。（訪問者：平野専務理事、清水理事、事務局）

訪問日：2023年4月15日～23日

スケジュール：

4/17 法人本部視察（セントラルキッチンをはじめ、新しい事務所を細部までご案内いただく）
Sharyn Broer・ELTメンバーとの昼食・交流、Oz Harvest・FoodbankSAへ訪問

4/18 Hindmarsh Kitchen 視察・調理体験、法人本部にて法人本部メンバーと昼食・交流
MoWA理事メンバーおよびMoWJ理事メンバーでオンラインをつなぎ意見交換
Adelaide Central Market 視察、Julie Bonniciのご自宅で夕食

4/19 MoWSA Cooking Group Edwardstown（MoWSA支所）へ訪問、料理教室を視察
MoWSA本部メンバーとランチ交流会、MoWSA理事長退任式に出席

4/20 Barossa Valley 視察、街歩き

4/21 オーストラリアの郷土料理調理体験、街歩き、ELTメンバーとの送別会